損害と救済措置の関係からみた二国間国際請求

——国際判例と国家実行の検討を手掛かりとして

河野真理子

第一章　二国間国際請求——序
第二章　事後救済措置——一——
　第一節　序
　第二節　行為の違法性の認定
　　a　コルフ海峡事件
　　b　カルタージュ号事件とマヌーバ号事件
　　c　東部グリーンランド事件
　　d　レインボー・ウォーリアー号爆破の犯人の処遇に関する事件
　　e　小　結

第三節　具体的な措置を取ることの認定
a　マルティーニ事件
b　プレア・ビヘア寺院事件
c　在テヘラン米国大使館員等人質事件
d　小　結
第四節　金銭賠償
a　序
b　アイン・アローン号事件
c　トレイル熔鉱所事件
d　コスモス九五四号事件
e　レインボー・ウォーリアー号爆破事件
f　小　結
第五節　陳　謝
a　ボルクグラーヴ事件
b　陳謝が事後救済措置として認められた先例
第六節　個々の事後救済措置の相互関係
a　行為の違法性の認定とその他の事後救済措置

b　具体的な措置を取ることの認定と金銭賠償
c　陳謝とその他の事後救済措置
第三章　事後救済措置―二―
第一節　序
第二節　先例の検討
a　トレイル熔鉱所事件
b　リュガノ湖におけるイタリア警察の夜間パトロールについてのスイスの申し立て
c　駐（旧）ソヴィエト米国大使館襲撃に関する対応
d　スイス軍砲撃隊の誤射に関する措置
第三節　再発防止の確約が事後救済措置とされる場合の特色
第四節　事後救済措置の特色
第四章　事前協議と差し止め
第一節　序
第二節　条約規定における事前協議
a　合意の獲得
b　事前協議の義務
c　事前通告・又は国際協力の義務

d　小　結
第三節　条約規定における差し止め
第四節　条約規定がない場合の事前協議
a　ラヌー湖事件
b　グレイト・ベルトの通航に関する事件
第五節　条約規定がない場合の差し止め
a　セルヴァン山山腹のロープウェイ敷設に関する事例
b　核実験事件
第六節　事前協議と差し止め
第五章　結語にかえて
第一節　損害と救済措置の関係
a　損害に対する措置の必要性
b　損害と措置の相当性
第二節　二国間国際請求における損害と救済措置
―国家責任論との関係で
注

第一章　二国間国際請求―序

本稿では、ある国家の行為により、自国の法益が影響を受けると判断する国家がこれに対して、何らかの救済措置を求めることを二国間国際請求[1]と呼ぶ。二国間国際請求やその対象となる救済措置は、通常、国家の国際責任の結果と位置づけられる[2]。ここでは特に二国間国際請求の対象となる救済措置を中心に論ずる。本稿は、博士論文の一部である。二国間国際請求のプロセスにおいて、損害[3]と救済措置[4]がどのように、あるいはどの程度関連するのか、また、そこで請求の対象となる救済措置の種類が従来のものを踏襲するだけでよいのかを検討することが博士論文の最終的な目的である。ここではその中から、個々の救済措置に関する国際判例と国家実行を検討した部分のみを取り出して、そうした検討から損害と救済措置の関係を論ずる。すなわち、二国間国際請求において、被害国の側に存在すると主張される損害と、請求の対象となる特定の救済措置の関連性を見いだすことが本稿の目的である。

具体的な分析方法としては、個々の救済措置が認められたケースをとりあげ、そこでいかなる損害が発生している場合に当該救済措置が認定されたのかを検討し、その後、個々の救済措置の相互関係についても検討する。

検討の対象とする救済措置については、これを、三つに分けて、各々、第二章、第三章、第四章において検討するものとする。これらは、個々の救済措置の性質に基づくものである。まず第二章では、事後救済措置のうち、行為の違法性の認定、具体的な措置を取ることの認定、金銭賠償と陳謝を扱う。これらの措置はいずれも、既に発生した損害を補塡するという性格のものである。次に第三章では、事後救済措置のうち、再発防止の確約のみを扱う。第二章

で扱う、その他の事後救済措置と、再発防止の確約を区別せねばならないと考えるのは、後者の措置は、既に発生している損害の補塡ではなく、その損害から予測される将来的な損害をどのように防止するかを目的とするものであるという理由による。従って、たとえ同じように既に発生した損害を基礎に判断がなされるとしても、焦点のあてられる側面は異なるのではないかと考える。また、今日の国際社会においては、予防的措置の重要性が高まっていることは明らかであり、[5] その意味でも、別個の章をあてて検討するに値する措置であると判断する。

第四章で検討の対象とするのは、事前協議と差し止めである。この二つの措置は、未だ発生していないが将来的に発生する可能性のある損害に基づいて、相手国に何らかの救済措置を請求するというものであり、既に発生した損害に対して、事後的な措置を請求する事後救済措置の請求とは、かなり性格の異った措置である。

第四章で扱うこれらの措置に関しては、従来の学説の中で国家責任の結果として論じられる救済措置に含めてとらえるという立場はなかった。[6] それにもかかわらず、本稿でこれらを検討の対象とするのは、以下の理由による。まず、第一に、現代の国際社会において、損害、そしてそれに対する救済措置というものを考えるにあたって、その損害を既発生のものに限定して考える必然性があるかという点に疑問を持つからである。損害が一度生じてしまったとき、事後救済によっては十分な補塡が不可能な場合には、損害の発生の可能性に基づく潜在的被害国に何らかの国際請求の余地を認めるべきではないかと考える。

第二に、第四章で具体的に検討するように、これらの措置の請求がなされた場合にも、原因行為の違法性の如何が常に検討されており、その意味では、第二章、第三章で扱うような事後救済措置と並べて検討することが可能ではないかと考える。

第三に、再発防止の確約において強調される予防的措置の重要性の高まりということがこれらの措置についても、同様にあてはまると考える。事後救済によっては補塡が不可能な分野が今日の国際社会において多くなっていることは事実であり、そうした分野に関しては、事前協議や差し止めが最も有効な措置であるといえよう。

第二章　事後救済措置——一——

第一節　序

前章で述べたように、本章で扱う事後救済措置は、行為の違法性の認定、具体的な措置を取ることの認定、金銭賠償と陳謝である。具体的なケースの検討に入る前に、これらの措置の位置付けについて若干の言及が必要である。従来は、国際法上の事後救済を、原状回復、金銭賠償、外形的行為による救済（satisfaction）の三つに分ける立場が一般的である。[1] しかし、以下に述べるような理由から、本稿では、これらの用語は用いないものとする。

まず、外形的行為による救済の本稿におけ位置づけについて述べておかねばならない。本稿で、外形的行為による救済という用語を用いないのは、外形的行為による救済という措置に含まれるとされる措置には様々な態様があるうえ、その内容について十分な説明がなされていないと考えられるからである。この救済措置に含まれるものとして、陳謝、象徴的行為、再発防止の確約、国内法上の制裁、国際裁判所の宣言判決、国際機関の非難決議などがあるとされる。[2] 外形的行為による救済については、このように、例示的に示されることが多く、また、その態様の各々が、か

なり異った性格の措置であるといえる。このため、本稿では外形的行為による救済という言葉をあえて避けて、行為の違法性の認定、陳謝、再発防止の確約という個別の検討を行うこととした。こうした方法によって、個々の救済措置の性格についてより具体的な議論ができるのではないかと考える。

次に、原状回復の本稿における位置付けについて言及しておかねばならない。本稿における事後救済措置の検討においては、原状回復という言葉ではなく、具体的な措置をとることの認定というかたちで、明確に原状回復の事例とされるものとそのように判断することに議論のあるもの[3]の両者を扱う。それによって、原状回復の明らかな事例として引用されるものと併せて、これに類似した効果を持つ救済措置である、国際裁判所によって何らかの具体的措置がとられるべきことが認定される事例をも、同時に取り扱うことが可能になる。このような国際裁判所による認定は、国際裁判所の宣言的判決として扱われる。本稿においては、この宣言的判決を、単なる行為の違法性の認定にとどまるものとそれに加えて具体的な措置の認定がなされるものに分け、後者を原状回復と関連付けて扱う。判決の拘束力という面から見れば、宣言的判決は命令的な判決とは性質を異にする。しかし、被害国にとっての意義をいう面から見れば、本稿のように扱うことも可能ではないかと考える。また、実際の事例の中でも原状回復と解釈すべきか否かについて議論の分かれるものがあることは、第三節で示す通りである。

第二節　行為の違法性の認定

本節で扱われるのは、国際裁判所の宣言的判決によって、加害国の行為の違法性が認定された事例である。国際判例の中には、まず最初に加害国の行為の違法性を認定し、次にこれに対する国家責任の解除方法を明示するものが多

く見られる。しかし、このような事例は次節以下で扱うものとし、本節では裁判所の宣言判決そのものが国家責任の解除方法として十分であると見なされた事例のみを検討することとする。[4]

a　コルフ海峡事件

(1)　事実とＩＣＪへの付託事項

本件は、アルバニア領海内のコルフ海峡における、二隻の英国駆逐艦の機雷による爆発についてのアルバニアの責任、及び、事故後の英国による機雷掃海作業の合法性が問題となった事件[5]で、ＩＣＪへの付託事項は２点に分かれる。

(1)　アルバニアは、一九四六年十月二十二日にアルバニア領水内で起こった機雷の爆発と、その結果生じた損害と人命の喪失に対して国際法上の責任を負うか、また、金銭賠償（compensation）を支払う義務はあるか。

(2)　一九四六年十月二十二日、及び十一月十二日、十三日のアルバニア領水内における英国海軍の行為によって、英国は国際法上、アルバニアの主権を侵害したか、また、外形的行為による救済（satisfaction）を行う義務はあるか。[6]

(3)　判　決

本件におけるＩＣＪの判決は、領水内における沿岸国の義務、軍艦の無害通航権の態様、国際海峡の地位など、重要な論点を多く含んでいる。しかし、本節との関連で言及しなければならないのは、付託事項(2)についてＩＣＪが示した判断である。この点についてＩＣＪは次のような判決を下している。

一九四六年十一月十二日、十三日のアルバニア領水内における英国海軍の行為によって、英国はアルバニアの

主権を侵害した。なお、裁判所による本宣言それ自体が適切な外形的行為による救済（satisfaction）[7]である。[8]

(4) 評　価

コルフ海峡事件が宣言的判決の意義を論ずる際、最も重要な事例の一つとして必ず引用されるのは、ＩＣＪが、宣言的判決の意味を明確にしたからであるといえる。国家主権の侵害が違法行為の原因となるケースにおいては、具体的な損害の態様が示されうる場合と、それが不可能な場合がある。付託事項(2)でＩＣＪの判断が求められているのは、アゼヴェド判事も指摘するように、純粋に精神的な性格の賠償（reparation of a purly mental damege）であり、[9]これは、後者に属すると言って良い。英国は付託事項(2)について、「1シリングや1フランという名目上の損害賠償について、ＩＣＪが判断を下すべき根拠はない。」という立場をとっており、[10]ＩＣＪは、この付託事項に関する事後救済として妥当する措置は、加害国の行為の違法性の認定であるという見解を示したのである。

b　カルタージュ号事件とマヌーバ号事件

(1) 事　実

この二つのケースは、それぞれ、イタリア海軍によるフランスの郵便船、カルタージュ号とマヌーバ号の拿捕、差押えに関する請求が審理されたものである。マヌーバ号事件のみにおいては、同船の拿捕、差押えの後、オスマン・トルコ人の乗客、二十九名が逮捕されたという点で事実関係が少し異なる。しかし、本節の議論に関する限り、この事実関係の相違は両者の結論に影響を与えないので、併せて扱うこととする。[11]

(2) フランスの請求

フランスの請求事項のうち一つは、これらの郵便船が各々掲げていた、フランス国旗の侮辱に対する賠償として

の一フランの支払いであった。[12]

(3) 仲裁判断

フランス政府の上記の請求に対し、裁判所は、イタリア海軍に、本件のような拿捕、差押えをする権限はないと判断した。[13]

(4) 評　価

国旗の侮辱も、コルフ海峡事件で問題となったような主権侵害と同様に、具体的な損害を提示することが不可能な損害である。これに対し、一フランの賠償支払いという象徴的な行為は命令されず、イタリア海軍の行為の違法性が宣言されるのみであった点が注目に値する。

c　東部グリーンランド事件[14]

(1) 事　実

本件では、九〇〇年ごろ発見されたグリーンランド島の東部地域に対する主権の帰属がデンマークとノルウェーの間で争われた。PCIJへの紛争の付託の直接のきっかけとなったのは、一九三一年七月十日のノルウェーの同地域に対する主権の宣言である。[15]

(2) デンマークの主張

一九三一年七月十日のノルウェーによる占領は無効である。なぜなら、デンマークの主権はグリーンランド島全体に及んでいるからである。[16]

(3) ノルウェーの主張

一九三一年七月十日当時、デンマークの主権は、ノルウェーが占領した地域には及んでおらず、同地域は無主地であった。[17]

(4) 判　決

常設国際司法裁判所は、デンマークの、同国はグリーンランド島全体について主権を及ぼしてきた、またこの主権をノルウェーがこれまで承認してきたという主張を検討し、以下のように判断している。

一九三一年七月十日にノルウェー政府が出した宣言と、それに基づいて同政府がなした行為は、既存の法的状態を侵害するものであり、従って違法で無効である。[18]

(5) 評　価

本件は、ノルウェー政府の東部グリーンランドに関する宣言と行為を違法とした上で、その効果として、それらが無効であることも宣言している。その意味では、コルフ海峡事件やカルタージュ号事件、マヌーバ事件に見られる単なる行為の違法性の宣言とは少し性格が異なる判決ともいえる。しかし、ノルウェーが本判決に従ってとるべき行為には言及しておらず、次節で扱う、具体的な措置をとることを認定する判決よりは権利が存在することを単に宣言する性格の強い判決といえる。このため、本件をこの節で論ずることが適切であると判断した。裁判所が、ある行為を違法と判断することに附随して、当該行為をどのように性格づけるべきかについて、アンツィロッティが反対意見の中で論じている。彼は裁判所の多数意見の中で、ノルウェーの行為の違法性の宣言について述べた部分には賛成しつつも後半の無効（“invalid”）という部分に意義を唱えるのである。[19] 彼によれば、「有効ではない」（“non valable”）という語が、「当初から無効」（“null et non avenue”ou “inexistante”）という意味で使われて

いるのであれば、多数意見には賛成できない。本件の場合、ノルウェー政府は違法行為に対する事後救済（réparation de l'acte illecite）として違法な占領を撤回（revoquer）せねばならないと彼は述べている。[20]

本件の場合、デンマークの裁判所への付託そのものが、ノルウェーの行為の違法性、そして無効の宣言であった。それゆえ、裁判所はこの請求に答える形の判断を示したものと考えられる。しかし、デンマーク自身、同国の主張が認められた場合の事後救済措置の性格についての判断を求める権利を留保すると、付託の段階で明示しているように、この宣言判決で真に最終的な解決とみなされうるかどうか、疑問の余地もあろう。[21]

d　レインボー・ウォーリアー号爆破の犯人の処遇に関する事件[22]

(1)　事　実

本件は、レインボー・ウォーリアー号爆破事件の犯人とされ、一九八六年からアオ島に拘束されていたマファール少佐とプリール大尉をフランスがニュージーランドの合意を得ないままに、一九八七年と一九八八年にそれぞれ本国へ送還したことにつき、両国間で紛争が生じた事件である。フランスは、マファール少佐については、胃腸の疾患、プリール大尉については、高年令での妊娠と父親が末期癌であることを理由に本国への送還の必要性を主張した。[23]

(2)　ニュージーランドの主張

ニュージーランドは、マファール少佐とプリール大尉の送還に際し、フランスがニュージーランドの合意を得なかったことについて、これは、両者の処遇について規定した一九八六年の協定上の義務に違反すると主張し、その

旨の宣言と両者のアオ島への移送命令を裁判所に求めた。[24]

(3) フランスの主張

フランスは、両者の本国への送還に際し、ニュージーランドの合意を得なかった、従って協定上の義務に違反したことは認めるが、同国の行為は、事情の緊急性によって違法性が阻却されると主張する。[25]

(4) 仲裁判断

仲裁裁判所は、まずマファール少佐の送還に関して、送還それ自体は違法ではないが、治療後、アオ島へ本人を返さなかったことの違法性は認めた。[26] プリール大尉に関しては、送還とその後も本国に停どまることを認めたフランスの行為、全てについて違法性を認めた。[27]

救済措置については、裁判所はフランスの行為の違法性の宣言で足るとし、ニュージーランドの請求した両者のアオ島への再移送は認めなかった。[28]

(5) 評　価

本件の仲裁判断で示された救済措置について、以下の2点が注目される。まず、原状回復にあたる両者のアオ島への再移送命令の請求に関して、協定上の義務の期間が終了していることを理由にこれが却下されたという点である。[29] これは、本章第三節で扱う問題との関連で重要である。[30]

次に、裁判所が本件において発生している損害を論じた部分で、これが精神的、政治的、法的な性質の非有形的損害であると明言している点である。[31] この認識のゆえに本件において妥当な救済措置は、行為の違法性の認定で足るとされたと言える。

e　小　結

本節で扱った事例の共通点は、いずれも、主権に対する何らかの侵害行為がなされたとはいえ、極めて抽象的な損害、又は、純粋に精神的な損害しか発生していない点である。例えば、コルフ海峡事件では、英国による機雷掃海作業が問題とされているが、この掃海作業によってアルバニアに何らかの実質的な損害が生じているわけではない。領域国の合意なしに、その領域内で掃海作業を行うという違法行為によって抽象的な意味での損害が生じているといえる。カルタージュ号事件やマヌーバ号事件の国旗侮辱も、国家の威信の侵害という抽象的な損害を生ぜしめている。また、東部グリーンランド事件の場合も、ＩＣＪに提訴がなされた時点では、ノルウェーの宣言によって、具体的な損害が発生していたわけではない。この宣言に基づいて、将来的にノルウェーの活動が強化されてゆけば、例えば、狩猟権の問題や漁業権の問題などが具体的に生ずるのかもしれない。しかし、本件の時点では、ノルウェーの主権の宣言によって侵害されたのは、同地域に合法的に存在していたデンマークの主権のみである。従って、具体的にとるべき措置への言及がなされなくとも、行為の違法性の認定が事後救済措置として妥当であると考えられるのである。同様な特色はレインボー・ウォーリアー号爆破の犯人の処遇に関する事件についても指摘されうる。このように具体的にとられるべき措置への言及を必要としない程度の抽象的な損害が発生していることが、行為の違法性の認定のみをもって妥当な救済措置と判断される場合の特色であるといえよう。ただし、この点に関してレインボー・ウォーリアー号爆破の犯人の処遇に関する事件において、条約上の義務の違反を非有形的損害に直接結びつける趣旨の立場が見られることは、必ずしも適当とは言えず、今後、議論の必要があろうことも指摘し

ておきたい。条約上の義務違反の効果については、別個に議論の蓄積があることは明らかである。[32] また、本稿の以下の節や章で扱う事例についても条約上の義務違反に言及がなされている事例がある。それらの事例を見れば、条約上の義務違反が即座に非有形的損害の発生につながっているものとは考えられていないといえよう。[33]

第三節　具体的な措置を取ることの認定

本節では、国際裁判所によって金銭の支払い以外の何らかの具体的な措置をとることが、加害国に命令された事例を検討する。

a　マルティーニ事件[34]

(1)　事　実

イタリア法人、マルティーニ社は、一八九八年にベネズエラ政府から認可されたコンセッションに基づき、鉄道の運行と石炭の採掘を行っていた。一九〇二年に革命が起き、この活動が中断されるまで、同社は、コンセッションに規定された義務を遂行していた。この革命によって同社が被った損害については、一九〇四年七月八日の仲裁判断で、ベネズエラ政府に損害賠償義務があることが認められている。[35]

一九〇四年十一月八日、マルティーニ社が一九〇二年以来、コンセッションに規定された義務を履行していないことについて、ベネズエラ検事局は訴追を行い、連邦裁判所、及びカラカス破棄院において、マルティーニ社がコンセッション上の義務を履行せねばならない旨の判決が、一九〇五年十二月四日に下された。なお、この訴追はベネズエラ内務省の指示に基づいてなされたものであった。また、この判決の執行命令は、一九〇七年十一月五日の

判決によって認められた。[36]

(2) 諮問事項

仲裁裁判所に判断が求められたのは、まず第一に、一九〇五年十二月四日の判決が、裁判拒否、不当判決、又は一八六一年六月十九日の通商条約違反にあたるかということと、そして、第二に、第一の問題に肯定的な判断がなされるのであれば、金銭賠償はどの程度、認められるかということの2点であった。[37]

(3) 仲裁判断

裁判所は、諮問された問題につき、一九〇五年十二月四日の判決が、通商条約違反ではないが、不当な判決であると判断した。そして、この違法行為に対する事後救済として、(à titre de réparation) 一九〇五年十二月四日の判決によってマルティーニ社に課された義務の無効をベネズエラ政府が承認せねばならないと判断した。[38]

(4) 評価

本件における仲裁判断の特色は、コンプロミの中では、金銭賠償への言及があったにもかかわらず、裁判所が、判決の無効のみを救済措置として命じた点である。とりわけ、この措置が、事後救済(réparation)にあたることを明示している点が注目される。不当な判決によって生じた損害は、当該判決それ自体の無効化によって回復されうると判断されたものといえる。

b プレア・ビヘア寺院事件[39]

(1) 事実

本件は、タイとカンボジアの国境地域に位置するプレア・ビヘア寺院と周辺地域に対する主権の帰属が争われた

事件である。[40]

(2) カンボジアの請求とタイの反論

カンボジアは、一九〇四年の国境画定委員会の決定、及び、これに基づいて出された地図の有効性の認定をまず求めている。そして、プレア・ビヘア寺院がカンボジアの主権の及ぶ領域内にあることの宣言を求める。さらに、タイ警備兵の同寺院からの撤退と、運び去られた美術品の返還を行う義務がタイにあることの宣言も求めた。[41]

タイは、上記のカンボジアの請求に対し、問題の地図の有効性を否定し、この地域に対する領域主権はタイに帰属すると主張した。従って、警備兵の撤退や美術品の返還の義務は負わないとの立場である。[42]

(3) 判　決

ＩＣＪは、論争の中心の一つである地図や、その他、関係国の行為について、詳細な検討を行った結果、以下のような判断に至っている。

まずプレア・ビヘア寺院はカンボジアの領域主権の及ぶ範囲に位置する。そして、この判断の結果として、タイは、プレア・ビヘア寺院とその周辺地域に派遣している警備兵を撤退させる義務と、一九五四年以降と、寺院から持ち出した物品を返還する義務を負う。[43]

(4) 評　価

本件は、マルティーニ事件とは異なり、原告の求めた宣言や救済措置が、同じ形で認められたケースである。ＩＣＪは国境の位置について明確に判示するためにあたって、この判決が当事者間の紛争を真に終結させるものとなることの重要性に、両当事者がそのような意図で提訴したことをも含めて、言及している。また、タイの、警備兵

の撤退義務と物品の返還義務について、これがカンボジアの同地域に対する主権が認められた結果であり、そうした判断に含まれたものである旨、明言している点が注目される。[44]

c　在テヘラン米国大使館員等人質事件[45]

(1)　事　実

本件は、イラン人学生による米国大使館等の占拠、大使館員等の身柄拘束について、イラン政府がこれを防止する措置をとらず、また、政府のメンバーもこれを支持する旨の声明を出した事件について、米国がＩＣＪに提訴したものである。[46]

(2)　米国の請求とイランの反論

米国は本件において、本案請求に先立ち、仮保全措置命令を請求し、一九七九年十二月十五日の命令でこれが認められている。[47]しかし本稿では国際請求の最終目的としての救済措置の検討を目的としており、仮保全措置命令は検討の対象としない。従って、ここでも、本案に関する米国の請求のみをまとめることとする。

米国が第一に求めるのは、イランの行為の国際法上の違法性の認定である。そして、この認定の結果として、大使館、領事館の占拠の停止と館員の解放、及び安全な出国を確保する義務、外交官や領事の特権免除を、保証する義務、損害賠償の支払義務をイランが負うことの宣言を求めた。[48]

この請求に対し、イランは、ＩＣＪ規程第五十三条第二項を援用し、米国の請求がこの規定を満たさないことを主張した。[49]

(3)　本案判決

ＩＣＪは、まず第一に、イランの行為が国際法違反であること、そしてそれによってイランの国家責任が成立することを宣言する。そして、一九七九年十一月四日以来の一連の違法行為によって生じた状況を回復するために全ての措置をとらねばならないとして、とられるべき措置を具体的に列挙している。それによれば、人質の拘留の即時停止、安全な出国の保証、米国大使館、及び領事館の財産と文書の保護がこれにあたる。また、米国の公館の職員の裁判権免除の保証も明記されている。さらに、イラン政府が金銭賠償の義務を負うことも認め、その形式と額は別途決定するとした。(50)

(4) 評　価

ＩＣＪは、本件に関するイランの行為について、両国間の外交関係、及び領事関係を規律する一般国際法と条約規定に違反するものであると判断している。(51) また、ＩＣＪは救済措置の検討にあたって、イランの本件における違法行為による侵害法益の重要性に言及し、また、当該違法行為が判決の時点でも継続されている点を重視している。(52) ＩＣＪが本件の救済措置において、まだその被害の程度の確定が不可能な金銭賠償よりも、違法行為の停止を含む原状回復に重点を置く判断を下したのも、当該違法行為の重大性や侵害法益の大きさに鑑みてのことと考えられる。

d　小　結

本節で検討した三つの事例は、違反のなされる対象となる義務の種類の点では各々異っている。すなわち、マルティーニ事件では、外国人に対して正当な裁判を行う義務の違反、プレア・ビヘア寺院事件では、領域主権の侵害、在テヘラン米国大使館員等人質事件では外交関係、領事関係についての義務の違反が問題となっている。しかし、当該違法行為の結果に目を転ずると、行為それ自体、又はその効果が判決の時点でも続いていること、そして当事

国間の紛争の最終的解決は、そうした状態に関して何らかの具体的行為をなすことによってしか得られないものであるという共通点が見出される。すなわち、マルティーニ事件では、問題の判決を無効としない限り、マルティーニ社は判決の執行に従う義務を負い続けることになろうし、プレア・ビヘア寺院事件の場合、領域主権の所在の確認に伴って、警備兵の撤退が実現されなければ、同地域において、真に主権が回復されるとは言い難い。単なる主権の存在の認定だけでは、真にカンボジアの求める救済措置が実現されたという保証はないといえる。また、在テヘラン米国大使館員等人質事件の場合、違法行為の継続によって両国間の関係が悪化することも容易に想像され、その意味でも何よりもまず、違法行為の停止とそれに付随する措置の実施が必要となる。

さらに、これらの事例のもう一点の共通点として、合理的に見て、少なくとも、認定された措置が物理的に可能であると考えられるということも指摘されねばならない。認定される措置の現実的な実現可能性は、生じている損害の性格とともに、これが事後救済措置として命令される場合、必ず考慮されねばならない要素といえよう。

第四節　金銭賠償

a　序

事後救済措置の中で最も詳細な研究が蓄積されているのがこの金銭賠償の分野といえる。とりわけ、金銭賠償の額の算定基準や、賠償の対象となる損害の節囲などについて、優れた研究が多く見られる。また、在外自国民の権利が侵害された場合に、いかなる要件を満たせば、その本国が国際請求をなしうるかという点も多くの著作の中で論じられてきた。しかし、前者の場合は、金銭賠償の内容を決定する際に必要となる基準に関する議論がなされることにな

る。また、後者の場合には、実際は、在外自国民という、本国とは別個の主体が被った損害を、どのように本国、それ自体の損害と見なすのかという議論が中心を占めることになる。[53]

本稿で扱うのは、金銭賠償の上記のような側面ではない。事後救済措置の相互の関係を論ずるためには、金銭賠償という措置に固有の要素や特色を取り上げて論ずることは妥当でないと考えるためである。ここで取り上げるケースはいずれも、国家が直接に自国の権利を侵害された場合に金銭賠償が事後救済として認められたものである。このようなケースの金銭賠償は、他の事後救済措置と重複して請求される場合が多く、従ってその妥当性の検討の際、他の措置と比較対照されることになる。このため、本稿の目的から考えて、検討に値するものと考える。

b　アイム・アローン号事件

(1)　事　実

カナダ船籍のアイム・アローン号が、これを追跡した米国警備船のうち一隻により、撃沈され、これにより、同船の乗組員一人が死亡し、積み荷が失われた。[54]

米国は以上の行為につき、一九二四年の英米酒類密輸防止条約第二条を援用して、これを正当化した。[55]

なお、本稿では、同船の撃沈という行為の評価と、その結果についてのみ言及してみたい。

(2)　共同中間報告書

共同中間報告書は、米国沿岸警備船によるアイム・アローン号の撃沈が合法的か否かという点について以下のように答えている。米国沿岸整備船は条約の規定に基づきその任務を有効に果たすために武力をも行使しうる。その際、偶発的に沈没が起こったとしても警備船の行為は非難されない。しかし、被疑船の故意的な撃沈は、条約の規

定上、正当化されえない。[56]

(3) 共同最終報告書

アイム・アローン号の撃沈という行為の合法性については、共同中間報告書の中で、これが条約の規定上、否定されるとされていたが、本報告書では、共同中間報告書を支持した上で、さらに、撃沈は、一般国際法の原則によっても正当化されないという意見が示された。[57] 本報告書はさらに、米国がこの違法行為の結果としてなすべき措置を列挙している。まず、船舶と積荷については、これが実質的に米国人の所有物であるとの理由で金銭賠償の対象とならない。アイム・アローン号の撃沈という違法行為その自体については、米国はその行為の違法性を正式に認め、カナダ政府に対し、陳謝せねばならない。また、さらに、米国はこの違法行為に対する実質的な回復措置(material amend) として二万五千ドルを支払わねばならない。また、船長以下、乗組員に関して、彼らが密輸に関与していなかったことから、カナダ政府に対し、彼らのための金銭賠償も支払わねばならない。[58]

(4) 評 価

この事例では、船舶の撃沈という行為の違法性が認められた結果として、カナダ政府そのものへの金銭賠償と、カナダ国民への金銭賠償が区別して認められている点が注目される。すなわち、本件における違法行為は、カナダ国民に対して損害を与えただけではなく、カナダに国家として直接の損害を与えたと考えられているのである。このように、国家の直接の損害は、自国民の被った損害と重複するが別枠の損害として発生しうるものである。そしと、そうした損害を生ぜしめた違法行為の結果生じた国家責任に対する事後救済措置として国家そのものの直接損害とその国民に発生した損害の両方が金銭賠償の対象となりうる。そして、そのような場合、実際に生じている自

国民の損害とは別の基準で国家それ自体に対する金銭賠償額が決定されるということがいえよう。

c　トレイル熔鉱所事件

(1)　事　実

カナダ領域内にカナダ法人によって建設された熔鉱所から排出された亜硫酸ガスによって、米国の農民が農作物、森林、木材などに損害を被った事件につき、米国とカナダは条約を締結し、本件における紛争解決のための判断を仲裁裁判所に付託した。[59]

(2)　仲裁裁判所への諮問事項

仲裁裁判所に諮問されたのは以下の4点である。

(1)　一九二三年一月一日以降、トレイル熔鉱所により、ワシントン州で損害がひきおこされたが、損害が生じているのであれば、それに対しいかなる賠償が支払われるべきか。

(2)　トレイル熔鉱所によって損害がひきおこされているのであれば、同熔鉱所は将来的に、ワシントン州での損害発生を回避する義務を負うか、またその義務はどのような程度の範囲のものか。

(3)　将来的な損害回避のために、トレイル熔鉱所はいかなる措置又は体制をとらねばならないか。

(4)　(2)、(3)の点について、賠償が支払われる必要があるか。[60]

以上の諮問事項のうち、(2)、(3)、(4)の第五章で扱われるべきものであるので、本節では専ら、(1)に対する仲裁裁判所の判断のみを検討するものとする。

(3)　米国の金銭賠償に関する請求

米国は、一九三二年一月一日以降の損害の内分けとして、以下のような項目を挙げている。(a)開墾地とその改良に関する損害、(b)非開墾地とその改良に関する損害、(c)家畜に関する損害、(d)ノースポート町の財産についての損害、(e)米国の主権侵害についての損害、(f)一九二三年一月一日から一九三五年一一月二日までの支払い延滞についての利子、(g)企業の被った損害。[61]

(4) 仲裁判断

裁判所は賠償額の決定にあたり、考慮すべき論点として、以下の3点を挙げた。すなわち、損害の発生の有無、損害の発生原因、そして、発生した損害に対する適切な賠償額である。[62]

米国が示した損害の内分けのうち、a、b、c、d、gについて、裁判所は論点の第一について、十分な証拠が提出されており、議論の余地はないと判断した。ただし、第二、第三の論点についての検討がそれぞれなされた結果、最終的に金銭賠償の対象として認められたのはa、bのみであった。[63]

eについて、米国は調査費用を算定基準とした額の金銭賠償を請求していた。しかし、仲裁裁判所は、この点について、主権の侵害の存否を判断する必要はないとの立場をとった。[64] その理由としては、本件において裁判所が判断を求められているのは、当事国間の条約に規定された事項のみであって、主権侵害や、調査費用といった事項はこの条約の規定の対象外である。本件は、当事国間の条約の中で、主権侵害に関する金銭賠償の決定が予定されていた、アイム・アローン号事件とは、裁判所の権限の範囲が根本的に異なるというのである。[65] また、米国が、調査費用の性質について、これは、実際の損害に付随して生ずるものであるから賠償額の中に含まれるべきだとも主張したのに対し、裁判所は、そのような考え方が妥当するのは、個人が被った損害が、請求の対象となっている場合

のみであって、本件のように、両当時国間で長く続いている紛争の最終的解決が求められ、それが、両国にとって利益となるような場合には認められないと述べている。[66] この調査費用を算定基準とした、主権侵害に対する賠償請求は、最終判決においてもやはり認められなかった。

f の利子については、裁判所はこれが賠償額に含まれないと判断した。[67]

(5) 評　価

本件において認められた金銭賠償は最終的に、米国内において実際に発生した損害を対象とするもののみであった。しかし、注目すべきであるのは、主権侵害という抽象的な損害についての米国の請求と裁判所の判断であろう。裁判所も述べているように、本件で諮問されているのは、ワシントン州における損害の有無とそれに対する賠償である。従って、米国としては、同国が、国家として、被った損害に対する金銭賠償を別個に請求するためには何らかの形で具体的な損害を提示する必要があった。ここで用いられた調査費用という根拠は、次項で検討するコスモス九五四号事件でも言及がなされたもので、確かにある事態が起こった場合に、国家がしばしば支出する費用である。しかし、裁判所はさらにそのような費用を金銭賠償の対象とすることが妥当な場合とそうでない場合を区別している。しかも、ここでその区別の基準とされたのは、各々のケースで扱われる問題の性質であり、ここでも、自国民が被った損害が問題になっているケースと、そうでない場合が明確に区別されているのである。

d　コスモス九五四号事件

(1) 事　実

一九七八年一月二十四日、ソ連の原子力衛星コスモス九五四号がカナダ領域内に墜落した。カナダはこの事故に

よる衛星の破片を探査、発見し、除去した。これら一連のカナダの活動は、衛星の破片によって惹起された損害の範囲を明確にし、既に生じている被害の限定的なものにとどめ、被害の拡大の危険性を最小限のものとすること、及び、影響を受けた地域の状態をできる限り事故前のそれに戻すことを目的としていた。[68]

(2) カナダの主張

本件において、カナダ政府がソ連に対して請求したのは、宇宙損害賠償条約と国際法の一般原則に基づく、金銭賠償の請求である。カナダ政府が本件に関する国際法の一般原則として言及したのは、国家主権の侵害に基づく賠償の請求、絶対責任の原則、適正な額の賠償の支払の原則である。[69]

(3) ソ連の主張

カナダ政府の申し入れに対し、ソ連は、一九七八年二月二十日付の、公文において、カナダ領域内に落下した破片の処理につき、これをカナダ政府の裁量にゆだねること、及び本件に関する紛争の解決は条約の適用によって行うと述べた。[70]

また、一九七八年三月二十一日付の公文においても、ソ連は、本件に関する損害賠償の請求に関し、宇宙損害賠償条約の規定を厳格に適用する意思がある旨、明言している。[71]

さらに、一九七八年五月三十一日付の公文の中では、コスモス九五四号の放射性同位元素は放射能レベルが低く、長期にわたり、かつ直接これに触れない限り、人体や環境に影響を与えるものではないと述べられている。また、同公文には「ソ連の調査によれば、調査を行った地域全体の放射能値は、人体に対して実質的に安全なレベルであ

る。」との見解も示されている。[72]

(4) 両国政府の合意

一九八一年四月二日の議定書において、ソ連がカナダに対し、三億カナダドル（カナダ政府の請求額の約半分にあたる）[73]を支払うことで、両国は合意に達した。議定書の中では、この賠償がどのような損害に対するものか、また、いかなる算定基準に基づいたものかという点について、全く言及がなされていない。[74]

(5) 評価

本件において注目されるのは、カナダとソ連との間で金銭賠償義務の根拠が異なっており、その相違はどのようなものを賠償の対象とするかにも影響を与えている点である。すなわち、カナダの主張によれば、コスモス九五四号の事故は宇宙損害賠償条約に基づく賠償義務をソ連に対して生ぜしめるだけではなく、国際法の一般原則に基づく国家責任をも成立させるものである。ここで一般国際法上の国家責任としてカナダが考えているのは、コスモス九五四号の墜落によってカナダの主権が侵害されたということである。[75]そして、この国家責任の解除方法としてカナダが主張したのが、事故後の破片の探査、発見、除去という一連の作業にかかった具体的な費用に対する金銭賠償であった。これに対し、ソ連側が主張したのは、宇宙損害賠償条約に基づく金銭賠償義務のみであった。従って、金銭賠償の対象となるのは、人体や環境について生じた損害のみであるとされたのである。また、カナダが主権の侵害に対する金銭賠償の算定基準とした、破片の探査、発見、除去の作業の費用については、これらの作業があくまでカナダ政府の裁量行為として自主的に行われるものであるという見解をソ連がとっている点も重要である。[76]

両国間の最終的な合意には、金銭賠償の根拠について何も言及がないため、上述のような相違点がどのように克

服されたのかは明らかではない。しかし、本件において、当事国双方が同意するところの条約上の義務の問題に加えて、主権侵害の有無という争点が別途生じていたことは確かである。

e　レインボー・ウォーリアー号爆破事件

(1)　事　実

一九五八年七月十日、ニュージーランド領水内、オークランド港に停泊していた、「レインボー・ウォーリアー号」が、フランス政府の命令を受けた、二人のフランス人によって爆破、撃沈された。この事故でオランダ人一人が死亡した。ニュージーランドは、二人の犯人を逮捕し、訴追し、十年の懲役が課された。本船は、ムルロア環礁におけるフランスの核実験に反対するグリーンピースが、同実験の妨害のためにさし向けたものであった。[77]

なお、本件では金銭賠償の問題だけではなく、陳謝の請求、[78]二人のフランス人の引き渡しの問題、[79]フランスのニュージーランドに対する経済的措置の問題[80]などについても議論されているが、ここでは、金銭賠償に関する議論のみを取り出して論ずることとする。

(2)　ニュージーランドの請求

ニュージーランドは、陳謝の請求に加え主権の侵害と侮辱を根拠として、九〇〇万米ドルの金銭賠償を求めている。[81]

(3)　フランスの主張

フランスは自国の行為がニュージーランドの主権を侵害したことを認め、これに対して陳謝、金銭賠償を行う義務がある点では意義を唱えていない。しかし、賠償額については四〇〇万米ドルであるべきだと主張する。フラン

スの主張によれば、金銭賠償の対象となるのは、ニュージーランドが直接に、かつ、実際に被った損害のみである。[82] そしてこうした損害にあたるのは、オークランド港の掃海の費用、警察による捜査の費用、二人のフランス人の訴訟費用のみであるとされる。[83] その他の精神的損害については、陳謝によって十分な責任の解除がなされるという立場である。[84]

(4) 国連事務総長の裁定

事務総長は、フランスが正式でかつ無条件の陳謝を行う義務を負うとともに、七〇〇万米ドルの金銭賠償を支払う義務があると判断した。[85] ただし、[86] この金額の算定根拠は明示されていない。

(5) 評　価

本件では、直接の犠牲となった「レインボー・ウォーリアー号」と死亡者がともに、ニュージーランド船籍、国籍ではないため、領水内における船舶の爆破、撃沈という主権に対する侵害行為のみが問題となった。しかも、国家責任の成立、そのものについても両当事国の間で対立はなかった。従って、国家主権の侵害に対する金銭賠償をどのように評価するかという点で示唆を与えてくれる事例である。フランスは限定的な立場から、ニュージーランドが直接、かつ実際に被った損害に対する金銭賠償のみを主張したが、この点について、事務総長が決定した額がフランスの主張よりは多かったことから考えると、金銭賠償の対象は、実際の損害だけに必ずしも限定されないといえよう。

f　小　結

本節では、国家の主権の侵害に関して金銭賠償が請求された事例を検討してきた。その結果、少なくとも、以下

のような特色を指摘することができよう。

まず、主権の侵害を根拠とした金銭賠償の請求は、他の損害に対する金銭賠償、例えば自国民が被った損害に対する金銭賠償の請求と同時に、並行して行われうる。

また、この種の金銭賠償を請求するとき、算定基準に、調査費用など、被害国が当該違法行為に関して実際に行った活動の費用が用いられる場合と、全く算定基準が示されない場合の両方が見られるが、それはあくまで自国民が実際に被った損害とは明確に区別して扱われる。ただし、具体的な算定基準が示された場合でも、状況に応じて最終的な金額が調整されていることは否めない。(例えばコスモス九五四号事件の場合は、カナダ政府が請求した実際の活動費用より減額され、レインボー・ウォーリアー号爆破事件の場合には、掃海費用などより多い金額の支払が妥当とされた。)

アイム・アローン号事件のように実際に生じている損害に対する金銭賠償と併せて算定基準が示されない金銭賠償が主権侵害を根拠として認められる場合や、レインボー・ウォーリアー号爆破事件のように、現実の活動費用を上まわる金額の金銭賠償が認められる場合、これは、カルタージュ号事件やマヌーバ号事件でフランスが請求したものの認められなかった一フランの金銭賠償と同様の意味を持つのではないか。そうであるとすれば、金銭賠償という事後救済措置には、実際の損害の回復という実質的な性格と非有形的損害の回復という、抽象的、名義的性質の両方が認められるといえよう。

第五節　陳　謝

a　ボルクグラーヴ事件

(1)　事　実

マドリードのベルギー大使館で働いていたベルギー人・ボルクグラーヴ男爵が帰宅途中行方不明になり、二日後、マドリード郊外で死体で発見された。この事件におけるスペイン政府の対応につき、ベルギーがこれを不十分であると非難したことから、両国間の紛争となった。[87]

(2)　ベルギーの請求

ベルギーはスペイン政府が充分な捜査を行わなかったことと犯人を処罰するために充分な措置をとらなかったことについて、これを国際法上の違法行為とし、事後救済（reparation）としてスペイン政府による遺憾の意の表明、軍葬の礼をとった上での遺体の返還、家族への金銭賠償、犯人の正当な処罰を請求した。[88]

(3)　評　価

本件は、最終的に両当時国の合意により訴訟が取り下げられたため、ＰＣＩＪの本案に関する判決は出されなかった。しかし、陳謝という言葉の意味を考える上で本件は興味深い。陳謝には、単に遺憾の意の表明だけでは不十分であるという説明を実例として示すものだからである。すなわち、事件発生後、スペイン政府はベルギー政府に対して遺憾の意を表明し、事情説明も行っている。しかし、ベルギー改府はこれを責任回避にすぎないと見なし、事

後救済措置がとられるべきであると主張して、PCIJに訴えを提起したのである。[89]

このことから、陳謝とは、何らかの形式的な行為を伴った遺憾の意の表明と定義づけられよう。[90]

b　陳謝が事後救済措置として認められた先例

アイム・アローン号事件では、米国がその行為の違法性を正式に認め、カナダ政府に陳謝することが、事後救済措置の一つとして認められた。[91]

また、レインボー・ウォーリアー号爆破事件では、国際法に違反した行為である撃沈について、フランスは、ニュージーランド首相に対し、正式かつ、無条件の陳謝をしなければならないとされた。[92] 特に本件では、被害国、ニュージーランドが、事後救済措置の一つの態様として陳謝を請求し、フランスもこれをなすことについて異議を唱えていなかった点を指摘しておかねばならない。[93]

第六節　個々の事後救済措置の相互関係

a　行為の違法性の認定とその他の事後済措置

第三節で、加害国の行為の違法性の認定が、それ自体、単独で充分な事後救済措置とみなされたケースのみを扱った。そしてこのような措置が妥当であると認められた事例では、そこで発生している損害が極めて抽象的なものであることは既に述べた。この損害の抽象性という点は、行為の違法性の認定とその他の事後救済措置を分ける重要なポイントとなっているといえる。主権の侵害という言葉が同じように使われながら、行為の違法性の認定にとどまらず、具体的な措置をとることや金銭賠償が認められたケースと、行為の違法性の認定のみにとどまったケースを比較して

みると、この点がより鮮明になる。

まず、行為の違法性の認定のみがなされたケースと、具体的な措置をとることの認定が行われたケースを比較してみたい。東部グリーンランド事件とプレア・ビヘア寺院事件は、どちらも、ある地域に対して主権を主張する国家が、占領にあたるような行為を行った場合で、その主権の主張が認められず、従って当該行為が違法行為と見なされたケースである。そして前者では、ＰＣＩＪは行為の違法性の認定のみを行ったのに対し、後者では、ＩＣＪは、主権の存在の認定に加えて、タイがとるべき措置の認定まで行った。この結論の違いに決定的な影響を与えたのは、違法行為と見なされた行為の実際的な態様の相違である。東部グリーンランド事件では、違法行為とみなされたのが、ノルウェー政府の主権宣言であり、この宣言による具体的な損害は発生していなかったといえる。これに対し、プレア・ビヘア寺院事件では、タイの当該地域に対する主権の主張は、警備兵の派遣や美術品の搬出という具体的な行為を伴ったものであり、これにより、カンボジアは具体的な損害を被っていたといえる。

同様の損害が具体的か抽象的かという相異は、行為の違法性の認定に加えて金銭賠償の支払いが命ぜられたケースにおいても大きな意味を持っているといえる。コルフ海峡事件、レインボー・ウォーリア号爆破の犯人の処遇に関する事件と、レインボー・ウォーリアー号爆破事件、コスモス九五四号事件の比較はこの点について意味のあるものである。これらは、いずれも主権の侵害が問題となったケースである。主権の侵害によって生ずる損害、それ自体は抽象的なものだが、それがどのような形で現われるかで、妥当する事後救済措置も異なる結果になったといえる。すなわち、コルフ海峡事件における英国によるアルバニアの主権の侵害は、その結果、アルバニアが何らかの措置をとることを必要とするものではなかった。また、レインボー・ウォーリアー号爆破の犯人の処遇に関する事件では、主権

侵害そのものは論点ではなかったものの、両国間の条約上の権利義務が論点であり、それに伴う実質的な措置がとられることはなかった。レインボー・ウォーリアー号爆破事件とコスモス九五四号事件では、主権を侵害された国家が、調査や破片の回収（掃海）という具体的措置を余儀なくされた。こうした措置にかかった費用は、主権の侵害による損害を具体的に示すものとして考慮されているといえる。

以上のことから、事後救済措置の決定の際に行為の違法性の認定だけで充分な措置とされる場合と、それに加えて他の措置が必要とされる場合とでは、生じている損害の具体性という点で相異があるといえる。(94)

b　具体的な措置をとることの認定と金銭賠償

この節の議論を始める前に、原状回復と金銭賠償の関係についての従来の議論に言及することが必要である。従来の学説では、有形的損害に対する事後救済として、原状回復と金銭賠償があげられる。(95) 従ってその相互関係を論ずることも必要になってくるのである。

この問題は学説よりもむしろ、国際判例の中でしばしば論じられてきた。その中で最も有名であり、今日でもしばしば引用されるのはホルジョウ工場事件において、ＰＣＩＪが示した立場である。本件において、ＰＣＩＪは、原状回復と金銭賠償の関係について以下のように述べている。

原状回復（restitution in kind）、又はこれが不可能な場合、原状回復によって回復されるべき価値に相当する金額の支払い（payment of a sum）、そして、原状回復とその代替措置としての金銭支払いによってだけでは十分ではない場合に必要となる損失の保障（damages for loss）、これら、国際法に違反する行為に対してなされるべき賠

償の程度（amount of compensation）の決定に用いられるべき原則である。[96]

この判断において注目されるべき点は、ＰＣＩＪが、金銭賠償を原状回復の代替的措置とみなした点である。すなわち、原状回復が第一義的な事後救済措置であり、金銭賠償はそれが不可能な場合の第二義的措置であると考えられた。

この原状回復と金銭賠償の関係は、近年、リビア政府による外国人財産の国有化に伴って私人が被った損害について判断が求められた仲裁判断の中でも論じられている。[97] 本件においては、リビア石油法第二十八条第七項に、準拠法として、国際法の諸原則に共通するリビア法の諸原則を適用する旨の規定があったこと、[98] 原告側が第一義的に主張した事後救済が原状回復であったため、[99] 事後救済に関する国際法上の原則が仲裁裁判所の中で論ぜられることとなった。テキサコ事件では、国際法上、「実際の事例では、金銭賠償（pecuniary compensation）の形による事後救済（reparation）が原状回復（*restitutio in integrum*）より広く用いられている。ことが認められたものの、金銭賠償は代替的性格を持ち、原状回復が不可能な場合に適用される。という結論が示された。[100] リアムコ事件では、国際法においては、履行が可能な場合、原状回復が責任の解除方法であると認められると仲裁人は述べている。[101]

リビア国有化事件において示された立場は、ホルジョウ工場事件で示された立場が、今日なお、支持されていることを示している。[102]

このように、原状回復と金銭賠償の相互関係に関する従来の議論は主にどちらが第一義的な措置として優先されるかというものであった。しかし、第三節、第四節における検討の結果から、損害という側面に注目することによって、従来の議論とは別の比較が可能であると考える。

まず、マルティーニ事件や在テヘラン米国大使館員等人質事件[103]に見られるように、二つの措置が重複して請求される場合があること、そして、さらに、在テヘラン米国大使館員等人質事件では、具体的な措置と金銭賠償が両者とも、命ぜられていることが注目される。このことから、これら二つの措置の関係をいずれかの優先性という議論だけでとらえてはならないということがいえるであろう。

このような立場をふまえて、どちらが優先するかという観点以外の面からこの両者を比較してみると、生じている損害の性質に相異点があることが指摘されうると考えられる。すなわち、具体的な措置が認められたケースでは、第四節dで既に述べたように、違法性が認定された行為、それ自体、又はその効果が、違法性の認定の時点で継続しており、その意味では、損害が発生し続けているといえるのに対し、金銭賠償が認められたケースでは、違法行為が完結し、損害の発生も完結している。このような相異はいかなる措置をもって救済措置とみなすのか、とりわけ、当該措置の有効性に関する配慮に影響を与えるものと考えられる。従って、違法行為が複雑な態様を持ち、両者の性格を併せ持つような場合[104]には、両方の措置が認められうるのである。

また、具体的な措置が認定される場合には、これが合理的に見て、物理的に可能かという点の判断も必要である点が指摘されよう。リアコム事件の仲裁人が、国際社会では、原状回復が不可能な場合が多いとし、「原状回復の強制は、国家の対内的主権に対する許されざる干渉となる可能性がある。」と述べている点は、注目に値する。[105] 金銭賠償の場合、その額の増減によって救済措置としての効果の程度の強弱の区別が可能とはいえ、加害国に課される行為の態様としては、原因行為とは性格を異にするものであり、その意味で、より一般的で、柔軟性のある措置といえる。これに対

し、原状回復や具体的な措置の認定は、原因行為に密接に関係する措置をとることを加害国に要求するものであり、加害国の裁量の幅はかなり狭くなる。従って、原状回復の物理的実現可能性には、注意深い配慮が必要となろう。ただし、明確に原状回復の事例とされるものと宣言的判決の性格を持つ事例との相異点は、第三節の検討からは必ずしも明確ではなく、このことが両者を同質のものと扱って良いということを意味するのか、もしくは、両者の相異点は別の側面からしか明らかにできないのかは、更に検討が必要な点であるといえる。

c　陳謝とその他の事後救済措置

陳謝は、理論的にはそれ自体で一つの独立した事後救済措置とされ、外形的行為による救済の代表的な方法の一つと考えられてきた。しかし、第五節で検討した事例では、いずれも陳謝のみで充分な事後救済とは判断されていなかったといえる。ボルクグラーヴ事件では、軍葬の礼をとった遺体の送還に加え、犯人の正当な処罰も、ベルギーそれ自体に対して示されるべき措置として請求された。また、アイム・アローン号事件やレインボー・ウォーリアー号爆破事件では、陳謝の義務は、被害国に対する金銭賠償の義務と併せた形で認定された。このことから判断すれば、国家の被った非有形的損害への救済措置は、外形的行為による救済が妥当とするという類型的議論は、適当ではないといえる。そうであるとすれば、他の救済措置と併せて陳謝が認められるとき、とりわけ、それが金銭賠償と併用される場合、陳謝が他の救済方法に与える影響が考慮されねばならない。

レインボー・ウォーリアー号爆破事件において、フランスは、正式で、かつ無条件の陳謝によって、ニュージーランドの被った損害に対するフランスの責任は解除されたのであり、精神的損害は、金銭賠償の対象に含まれるべきではないと述べている。フランスは、本件における無形の損害に対する救済措置は、陳謝のみで足るという立場をとっ

ているといえよう。しかし、これに対し、国連事務総長が示した裁定は、フランスの主張を全面的に認めたものとはいえない。ニュージーランドの請求額からは減額があったとはいえ、実際の損害に基づいて算定された金銭よりは多い額の金銭賠償が呈示されているし、また、無形の損害に対しては陳謝を救済措置とするといった形の言及もなされていない。アイム・アローン号事件においても同様に、米国はカナダに陳謝するだけでなく、金銭賠償を支払う義務を負っていることが認められた。

以上のことから、陳謝は国家の非有形的損害に対する事後救済措置の一つとはなりうるが、必ずしも、それだけで充分な措置とはなりえないこと、また、金銭賠償などの措置も、国家の非有形的損害に対する事後救済措置となりうるといえる。

第三章　事後救済措置―二―

第一節　序

再発防止の確約という救済措置については、単に、既になされた違法行為と同様の行為が将来的に再び繰り返されることを防止することを宣言することが命ぜられる場合と、これに加えて、具体的な措置の提示がなされる場合がある。

実際、事後救済措置を議論する場合、既に生じている損害の補塡をどのように考えるかの議論が多くなされてきたといえる。ホルジョウ工場事件において、PCIJは以下のように述べている。

違法行為という実際的な概念に含まれる本質的原則は、国家慣行、とりわけ仲裁裁判所の判断によって、以下のような形で確立されたと考えられる。すなわち、賠償措置は、可能な限り、違法行為の結果の全てを払拭し、また当該行為がなされなければ存在しなかったであろう、考えうる限りの状態を再現するものでなければならない。[1]

このPCIJの立場は、事後救済に関する従来の立場を典型的に示すものである。

しかし、国家の行為の多様化ということを考えると、より将来的な効果を必要とする事後救済措置の重要性が強調されてよいと考える。本章で扱う再発防止の確約は、そのような将来的な効果を持った事後救済措置である。

第二節　先例の検討

a　トレイル熔鉱所事件

前章第五節で述べたように、本件では金銭賠償だけでなく、将来の損害発生回避義務の有無と、取られるべき予防措置の内容の特定に関する判断も、仲裁裁判所に求められた。

中間判決では、この点について、トレイル熔鉱所は将来の損害を回避する義務を追っていることが認められた、そして、最終判決までの暫定的な予防措置が示された。[2]

最終判決において、まず将来的損害の回避義務について、裁判所は以下の趣旨のことを言明している。すなわち、煙によって重大な結果がもたらされ、かつ明確で説得力ある証拠によって損害が立証される場合、いかなる国家も、

煙によって他国の領域、又は当該領域内の財産や個人に損害を生ぜしめる形で自国の領域を使用する、もしくは、その使用を許可する権利を、国際法上有さない。従って、カナダはトレイル熔鉱所の活動がこうした国際法上の義務に沿った形で行われるよう注意する義務を負っている。また、トレイル熔鉱所それ自身も損害を回避する義務を負っている。[3] そして、裁判所が示した予防措置は、科学的調査を根拠とした、約一五ページに及ぶ詳細なものであった。[4] 将来的な損害の賠償義務については、本判決で示された予防措置の遵守の如何を問わず、損害が発生した場合、両国政府の合意に基づいた枠組で、損害賠償が検討されるべきであるとされた。[5]

本判決がいかに将来的な損害の発生に配慮をしているかは、判決の最後の部分で、この判決後も調査が続行されるべきであると述べている点からも明らかであろう。[6]

b　リュガノ湖におけるイタリア警察の夜間パトロールについてのスイスの申し立て

一八八六年、リュガノ湖において、イタリア警察の巡視艇が夜間パトロールを行った際、そのヘッドライトの光が強かったため、スイス領側でつながれていた馬が暴走した。

この事件について、スイスはイタリアに対し、抗議を行った。イタリアは、巡視艇の光が誤ってスイス領側に向けられることを常時避けることは不可能であること、及び、同様の光はイタリア領側にも向けられているにもかかわらず、スイスで起こったような事件は起こっていないことを指摘しつつも、スイス側に不都合が生ずることを回避する措置をとる旨、宣言した。[7]

c　駐（旧）ソヴィエト米国大使館襲撃に関する対応

一九六五年、モスクワの駐（旧）ソヴィエト米国大使館が（旧）ソヴィエト人学生によって襲撃された。これに対

し、(旧)ソヴィエト政府は、米国に対し遺憾の意を表し、財産損害について金銭賠償の支払いを行うとした。また、これと同時に、その後のより厳しい保護措置を保証した。[8]

d　スイス軍砲撃隊の誤射に関する措置

一九六八年十月十四日、スイスとリヒテンシュタインの国境付近で、スイス軍砲撃隊が、演習を行っていた。この演習の際に、誤射により、砲弾がリヒテンシュタイン領内に着弾した。

翌日、スイスはリヒテンシュタインの公使に対し、遺憾の意を表明し、損害賠償の支払いと、将来的にこのような誤射がなされないよう必要な措置をとる旨を保証した。[9]

第三節　再発防止の確約が事後救済措置とされる場合の特色

本章で扱ったケースでは、以下のような共通点が指摘されよう。

第一に、被害国の被った損害という観点から見れば、適切な予防措置が保証されなければ、将来的には回避されうる、又は、少なくとも受忍限度内のものになるであろう程度及び種類の損害が生じているということである。第二に、加害国の側から見れば、当該損害が予防措置をとることによって防止しうるものと判断しうること、そして、さらに、予防措置をとるべき義務を負って、なお、原因行為の継続が必要である点が指摘されうる。第三に、相手国との一定の協定関係を、関連する分野において維持することの必要性の認識が、両当事者にあることも重要である。[10]

最後に、既に発生した損害に対する金銭賠償等と併せて認められた事例が多いことも注目されよう。

第四節　事後救済措置の特色

前章と本章における検討から以下のようなことがいえるであろう。

まず第一に、個々の事後救済措置について、いずれが国際法上の第一の救済措置であるかを論ずるような、優先性に関する議論は必ずしも妥当ではないということである。事後救済措置は生じている損害に対する救済として妥当なものが、その場合に応じて選択されるものであるといえる。

第二に、事後救済措置は、損害の態様に応じて、必要な場合、複数の措置が重複する形で認められうるといえる。行為の違法性の認定のみで充分であると判断されるような、非常に抽象的な非有形的損害が生じている場合を除いては、原状回復、金銭賠償、陳謝、そして再発防止の確約のいずれもが、場合に応じて重複して認められうるといえる。

第三に、複数の事後救済措置が重複して認められる場合、再発防止の確約を除いては、各々の措置が生じている損害のどの部分に対して認定されたものであるかを峻別することは困難であるといえる。再発防止の確約については、これが将来的に発生しうる損害を防止するという目的を持ち、主として、そうした損害に対する事前の防止という性格の強い措置であるため、他の救済措置に比べていかなる損害に対する措置なのかが比較的容易に判断されうる。しかし、その他の措置については、全体として生じている損害のどの部分にどの措置が対応しているのかを指摘することは不可能である。従って、いかなる事後救済措置を請求するか、そして、それが認められるべきかを論ずる際は、全体として、どのような性質の損害が生じているかということ、及び、それに対する適切な救済措置がいずれであるかを、複数の措置の重複をも前提として、論ずるべきであろう。

第四章　事前協議と差し止め

第一節　序

第二章と第三章で、事後救済措置を検討したが、いずれの措置も既に発生した違法行為によって生じた損害を基礎としてなされる請求の対象となるものであった。これに対し、本章では、他国の行為によって損害が生ずる可能性がある場合になされる請求の対象となる措置が検討される。今日の国際社会においては、ある国家の行為が自国に対して何らかの損害を惹起する可能性があることを、知ることができ、かつ、この将来的に起こりうる損害が、重大なものと判断され、事前の防止を請求することが望ましい場合がある。このような場合においては、事後救済措置については、潜在的な被害国の権利を実現することは不可能であり、何らかの事前の措置の請求の可能性を検討することが必要である。そうした請求の対象として事前協議の請求と差し止めの請求を取り上げたいと考える。なお、本章で取り上げる事前協議や差し止めは、実際の行為がなされる以前の計画段階においての当該行為の中止を意味するものとする。[1]

第二節　条約規定における事前協議

事前協議や差し止めの請求を行う際、それが当事国の条約に規定されていれば、条約上の権利として請求をするこ

とができる。このような条約上の規定のうち、本節で事前協議に関するもの、次節で差し止めに関するものを検討する。

条約における事前協議に関する規定はa・合意の獲得、b・事前協議の義務、c・事前通告、又は国際協力の義務の三つの類型に分けることができる。

a　合意の獲得

この類型は、何らかの行為を行うにあたって、当該行為によって影響を受けるであろう国家の合意を得ることを当事国の義務とする規定である。

ハンガリーとオーストリアの間の国境制度に関する条約（一九五六年四月九日）では、第二条で両締約国の本条約上の義務を挙げている。その中で第一項は以下のように規定している。

各締約国は他方締約国の合意を得ることなく、一方的に他方締約国の領域内の水域の状態に影響を及ぼすような措置や作業のいかなるものも、国境付近の水域において行ってはならない。かかる合意は相当な根拠が示される場合にのみ拒絶されるものとする。(2)

また、ハンガリーとルーマニアの間の国境制度についての条約（一九六三年六月十三日）では第一八条第一項で国境周辺水域に存在する橋のダム、その他の建築物について、条約締結時の状態の維持を規定し、さらに第二項で以下のように規定している。

本条第一項に言及されるいかなる建築物についても、その再建又は取壊しが必要となり、かつ、こうした再建や取壊しによって他方締約国の領域内において水位の変化が起こる場合、当該作業は他方締約国の合意が得られた後

にのみ行われるものとする。[3]

両条約の規定とも合意を必要とする作業の種類や、事前の合意が必要とされるのはいかなる影響が生ずると考えられる場合かを、明確に特定している。とりわけ、前者の例では合意を与える側がその権利を濫用することのないよう、相当な根拠の必要性という制限が設けられている点は、注目に値する。

b　事前協議の義務

この類型に含まれるのは、締約国の何らかの行為に関して、締約国間で事前に協議が行われるべきことが、明文で規定された条約である。

ユーゴスラヴィア（当時）とオーストリアの間の国境付近を流れるドラヴァ川の水資源利用に関する条約（一九五四年五月二十五日）では、第四条で、オーストリアが新たに分流工事を行う場合や、ユーゴスラヴィア（当時）に損害を及ぼすような形でドラヴァ川の水体系に影響を与える工事を行う場合、オーストリア政府が当該計画について、当時のユーゴスラヴィア政府と協議する義務を負う旨、規定されている。[4]

カナダとアメリカの間の気象改変活動についての情報交換に関する条約（一九七五年三月二十六日）では、第五条で、締約国が相互に利害を有する特定の気象改変活動について、一方締約国の要請に基づいて、両締約国間で協議が行われる旨、規定されている。[5]

事前協議の義務に関する規定は多数国間条約においても見られる。

デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの四ヶ国の環境保護条約（一九七四年二月十九日）では第

十一条で以下のように規定されている。[6]

他締約国において重大な生活妨害を惹起する、又は惹起しうるような、環境に損害を与える活動の認可の是非を、当該活動が行われる国家の政府、又は関係官庁が検討している場合、生活妨害の生じうる国家の側からの要請があれば、関係国は協議を行わねばならない。

油汚染事故のさいの公海上の措置に関する条約（一九六九年十一月二十九日）では、第三条第a項で、沿岸国が油汚染事故に際して取ろうとする措置については、関係各国、とりわけ船舶の旗国との事前協議を要する旨が規定されている。[7]

以上の条約の例は、何らかの行為を行おうとする場合、その各々について、アド・ホックに事前協議を行うことを要請したものである。そして、いかなる種類の行為が、また、どのような種類の影響をもたらす行為が事前協議の対象となるかが、具体的に規定されている。

こうしたアド・ホックな事前協議とは異り、持続的、又は定期的な形で協議を行ってゆく旨を規定した条約も見られる。

オランダと西ドイツ（当時）の間の国境条約（一九六〇年四月八日）では、第五十七条で国境付近の水資源の利用について、定期的な協議を行うことを規定している。[8]

カナダとアメリカの間の越境大気汚染に関する覚え書（一九八〇年八月五日）では第三条で、越境大気汚染を惹起する、又は悪化させるような重大な危険性、又は潜在的な危険性を含む行為についての事前の通告、及び事前協議の

慣行を長期にわたって維持し、拡大させてゆく義務を、両締約国が負っている旨が規定されている。[9]

また、メキシコとアメリカの間の海洋環境汚染に関する協力協定（一九八〇年七月二十四日）では、第四条で、両締約国が海洋汚染事故を回避し、防止するために協力すること、最新の情報を交換し合うこと、及び適正な協力関係を維持するために協議してゆくことなどが規定されている。[10]

これらは、二ヶ国間条約で、かつ目的が特定された条約である。従って協議の対象となる行為や、それによって及ぶであろう影響の種類も特定的なものであるといえよう。

以上、述べてきたような事前協議それ自体を規定した条約とは文言が異なるものの、締約国による情報公開と、それに対する他方締約国の意見を求める義務を規定した条約も見られる。単に一方的な情報公開にとどまらず、関係国の意見を考慮する可能性をもたらすという意味で、このような条約規定も事前協議の義務を課した条約の一つの類型と考えうるものである。

フィンランドと(旧)ソヴィエト連邦の間の国境水域に関する条約（一九六四年四月二十四日）では、第九条で、締約国が何らかの措置を取ろうとする場合、当該措置についての情報を相手国に事前に告知し、その意見を求めねばならない旨、規定されている。[11]

デンマークと西ドイツ（当時）の間の国境地域における原子力施設建設についての情報交換に関する条約（一九七七年七月四日）の第三条でも、国境地域において原子力施設の建設が計画される場合、その最終的な決定を下す前に相手国に情報を公開し、その意見を求めねばならない旨、規定されている。[12]

以上、検討してきた条約規定の中では、事前協議が必要となる行為が、具体的に示されている点が特色であるとい

える。

c　事前通告、又は国際協力の義務

aやbの類型で検討した条約規定ほど明確に事前協議を当事国の義務としていないものの、ある国家の行為に対して、他国が条約上の権利として何らかの関与をすることが認められている条約規定もある。事前通告や国際協力の義務に関する規定がこれにあたる。このような条約規定では、事前協議の義務が明確に規定されている場合に比べれば、他国の関与の程度は低くなるが、ある国家の行為に対して、当該行為によって影響を受けると考えられる国家が、何らかの影響を事前に与えうるという点で、本節で扱うに値するものである。

ブルガリアとトルコの間の両国を流れる河川の水資源の利用に関する条約（一九六八年十月二十三日）は、この類型に入る規定の一例である。この条約では、第一条で、両国を流れる河川における施設の建設や利用について、いかなるものを認可するかの決定を両国が協力して行う旨が定められている。[13]

d　小　結

本節では、事実上、事前協議の義務を当事国に課していると考えられうる条約規定の事例を三つの類型に分けて検討してきた。これらの事例からわかるのは、まず第一に、ある特定の行為や地域に対して共通の利益を持つ国家の間では、その有効な利用、そして、相手国の行為に対して、自国の意向を反映させるという目的のために、事前協議が望ましい方法の一つとされているということである。第二に、事前協議の義務が条約に規定される場合、その条項の援用の判断基準として、関係国が被るであろうことが予想される損害が最も重要であるという点も指摘されうる。また、第三に、この義務の存在が認められる対象となる行為は、条約の規定によってかなり、限定されているという点

も指摘されうるであろう。

第三節　条約規定における差し止め

オランダと西ドイツ（当時）の間の国境条約（一九六〇年四月八日）第六十一条、第六十二条は以下のように規定している。

第六十一条

各締約国はいかなる措置に対しても、合理的な期間内に常設国境水域委員会に対して異議を提出することができる。その場合、当該措置が計画の途中であるか、既に行われているかを問わない。また、各締約国は、他方締約国のいかなる義務の不作為についても、その不作為によって重大な損害が生じうる、又は既にそのような損害が生じている場合、同様の異議を常設国境水域委員会に提出することができる。これらの異議は本条約に関連する義務に違反するものであるという事実、又は可能性に基づくものでなければならない。

第六十二条

一　各締約国は、何らかの他の措置について他方締約国の合意がない場合、常設国境水域委員会の審議が終了するまで、他方締約国が異議を申し立てた、計画中の措置のいかなるものも、執行を停止する義務を負う。

二　第二項は、異議の提出された措置の執行を停止することによって、当該締約国の利益が著しく侵害される場合には適用されてはならない。また、これによって、他方締約国の権利も侵害されてはならない。[14]

フィンランドとスウェーデンの間で国境の河川に関して締結された条約（一九七一年九月十六日）では、第三章第

二条で、各締約国が用水工事を行う場合、相手国の損害や利益に適切な考慮（due regard）を払う義務を規定し、さらに第三条で以下のように規定している。

用水工事の作業の結果により、いかなる個人であろうとも、損害、又は不都合を被る場合、それによってもたらされる私的、公的な利益が、生ずる損害に大きくまさる場合にのみ、当該作業は行われるものとする。工事によって、地域地域住民の住環境が著しく破壊される場合、地域住民の生活の快適さが著しく損われたり、自然保護に大きな被害を与えたりするような、自然条件の永久的な変化が惹起される場合、又はその他の面で公的な利益が著しく損われる場合には、当該工事は、経済的、地域的特色、又はその他の公的観点から、特別に重要である場合にのみ、行われるものとする。[15]

また、同条約では、上述の二箇条の適用範囲である用水工事（hydraulic construction）以外の活動についても、第六章第七条で、同様の規定を置いている。[16]

オランダと西ドイツ（当時）の条約の規定の場合、行為、又は計画の停止義務が明文で規定されているのは、条約で予定された審議が終了するまでのみであり、最終的な措置については常設国境水域委員会の判断に委ねられることになる。しかし、第六十一条に言う異議の申し立ては差し止め請求を可能にしたものとみなして良いであろう。そしてさらに重要なことは、この異議の申し立てが、既に開始した行為にとどまらず、計画段階のものにまで認められているということである。同様に、計画段階の差し止め請求を可能にしているのが、フィンランドとスウェーデンの間の条約規定と言えよう。

これらの条約規定に共通しているのは、事前協議の義務を規定した条約規定と同様に、規定の適用対象となる行為

を明確に特定していることに加えて、いかなる程度の、また、どのような種類の損害が予想される場合に、規定が援用されうるかを厳密に規定している点であるといえる。

第四節　条約規定がない場合の事前協議

第二節で検討した条約の規定においては、どのような場合において、事前協議の請求がなされるかが明示されている。本節では、こうした条約規定がない場合の検討を行う。

a　ラヌー湖事件

(1)　事　実

本件は、ラヌー湖の水質源利用に関するフランスの計画について、スペインが異議を唱えた紛争につき、一九五六年の両国間のコンプロミによって仲裁裁判への付託が合意されたものである。[17]

(2)　スペインの主張

スペインは以下のように主張する。この流路変更計画は、ラヌー湖から流出し、カロル川を流れる全水域に影響を与えるものであり、カロル川の流域の物理的変更を惹起するものである。そしてこの計画は、本来両国によって共有されている水資源を一国の恣意的な利用の対象となすものである。計画中に示された環境措置は、カロル川流域の人工的な変更であり、また当該計画の一方的な実行によって共同体制度（régime de communauté）が破壊されるが、これに法的に均衡するような保障措置や、スペイン側にとっての利益は、本計画中に見出されない。従って、両国間の事前の合意のない計画の実施は、追加議定書、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条に違反する

行為である。[18]

以上のような理由から、スペイン政府は、次のような宣言判決を求めたのである。すなわち、ラヌー湖の水資源の利用について、フランスは、フランス電力会社の計画を実行に移してはならない。両国政府の事前の合意を伴わない計画の実施はバイヨンヌ条約とその追加議定書に違反する行為である。[19]

(3) フランスの主張

一八六六年のバイヨンヌ条約は、当時の自然条件の永久的凍結を目的としたものではない。主権国家のその領域内における行為は、他国との間の条約で規制される場合以外は不可侵である。本件のような計画の実施については追加議定書、とりわけ、第十一条、第十六条に規定されている事前の合意は必要とされない。また、フランスの今回の計画では、スペインの権利、利益の保護が充分に考慮されている一方、この計画が実施されない場合、フランスの権利、利益は大きく害される。従って、フランスの今回の計画の実施は、スペインとの間で締結され、効力を有するいかなる条約にも反するものではない。[20] また、フランスは、今回の計画によって生ぜしめられうる損害について、スペイン側から何らの明確な証拠も提出されていない点も指摘している。[21]

(4) 仲裁判断

以上のような両国の主張に対し、仲裁裁判所は以下のように判断した。

フランス改府は、いかなる条約にも、またいかなる国際法上の規則にも違反していない。国際河川の産業用の利用に関して生ずる利害の抵触は、相互の譲歩によって解決がはかられねばならない。両国は問題の解決のための合意を達成する義務を負っている。仏西間の条約によって確保されている「利益」（"intérêt"）は、特定の法的権利

に優先する利益を含むものである。従って、この利害が侵害されるか否かを決定するのは、計画を実施する側の国家ではなく、利益を侵害されると考える側の国家である。この場合、理性の原則と信義則に基づいて協議、及び交渉がなされねばならない。[22]

以上の判断を下した理由について、裁判所は次のように述べている。

フランスの計画は、専ら、フランス領域内において実施されるものである。追加議定書第八条に規定されているように、領域主権の絶対性の原則は両国間の合意によって制限されうるので、この制限が認められる範囲をどのようにとらえるかが問題である。すなわち、フランス政府が本件に関して負っている義務の内容を判断せねばならない。[23]

そして、裁判所は、本件に関するフランスの義務の内容を判断するための論点を以下の二点にまとめた。

a　フランスの計画は、バイヨンヌ条約、及び追加議定書で認められたスペインの権利を侵害するものであるか。

b　aが認められない場合、本件のような計画の実施にあたってはいかなる場合にも、両国政府の事前の合意が必要であること、バイヨンヌ条約、及び追加議定書に規定されているという理由で、又は、追加議定書第二条の他の両国間関係に関する規定が遵守されていないという理由で、フランス側の計画実施がそれらの条約に違反するといえるのか。[24]

まずaについて、自然の水流の修正に関しては、事前の合意の達成が条約上の義務であるという理由で、フランス政府の行為が条約違反にあたるとスペインが主張したのに対し、裁判所はこの種の条約違反は認められないと判

断した[25]。

次にbについて、スペインが、ピレネー地方で関係国に適用されている共通の法(le régime des "compascuités" ou "faceries")と[26]、仏西間の条約上の規定の二つを根拠として、事前の合意の必要性を主張したのに対し、裁判所はいずれの主張も認めなかった[27]。

(5) 意　義

本件で最も注目されることは、スペインが本来請求していたのが、事前の合意の不存在を理由とした、事実上の差し止め請求にあたる計画の実行の違法性の認定であったのに対し、裁判所はこれを認めないとした上で事前協議の命令を出したという点である。

判決の中では、事前の合意が、事前の通報や協議、調査機関の設定と明確に区別して扱われている。裁判所によれば、事前の合意の要件を課することを無条件に認めてしまうとある国家の領域主権の行使に対して、他国の「合意の権利("droit d'assentiment")」又は「拒否権("droit de veto")」を認めることになる。従ってこのような主権に対する制限は、明確な証拠がある場合(en présence démonstration certaine)にのみ許容されるものであるとも述べられている[28]。

裁判所は以上のような基本的立場に従って事前協議と事前の合意の区別に関して条約の関連規定を以下のように解釈している。第一条は事前の通報の義務を規定したにとどまるものであり、これを事前の合意の獲得の義務まで拡大して解釈することはできない。ある一つの国家が何らかの行為を自国の管轄権内で行うときに、これに対して他国の反対があった場合、当該国との間で交渉を行って誠実に紛争を解決する義務があることは認められるが、そ

の反対によって自国管轄権内での行為を停止する程の義務はない。[29] また、第十五条、第十六条で規定されているのは事前の交渉の義務であって、そこから事前の合意が必要であるという結論を引き出すことはできないとも述べられている。[30]

さらに、実態面でスペインの利益がどのように本計画の中で配慮されているかについて、裁判所は、上流国、フランスは自国領域内での国際河川の水資源利用計画について、下流国、スペインの利益を充分に考慮しているとしている。従って、その限り、スペインは、こうした考慮を与えること以上の主張はなしえないというのである。[31]

このように、裁判所の判断を見てみると、ある計画の実行に際し、他国の事前の合意を必要とすることが認められる要件が明らかになるように思われる。それは、例えば、条約上、又はその他一般国際法上、事前の合意が要求されている場合や、関係国の利益がほとんど考慮されていない場合である。さらに、本節との関係で一層重要なことは、上記のような明確な証拠がない場合でも、関係国に事前の協議を要求する権利を認めたことである。これは、比較的緩やかなレヴェルの要件を満たせば、事前協議が救済措置として認められうることを示唆しているといえる。

b　グレイト・ベルトの通航に関する事件

本件は、一九九一年に仮保全措置の申請について、これを却下する旨のＩＣＪの命令が出されたのみで、訴訟の取り下げにより本案に関する審議は行われなかったが、[32] フィンランドの請求は、ここで言及するに値するものである。

(1)　事　実

バルト海とカッテガードを結ぶ海峡であるグレイト・ベルトに車両用と鉄道用の橋を架けるというデンマーク政

府の計画に対し、フィンランド政府が異議を申し立てたのが本件である。[33]

(2) フィンランドの請求とその理由

フィンランドはＩＣＪに対し、以下の四点に関して、その判断と宣言を求めている。

a　フィンランドの港湾と造船所に出入りする全ての船舶に通用されているグレイト・ベルトの自由通航権が存在すること。

b　この権利は掘削船、油井掘削装置、その他、合理的に考えて将来開発されるであろう船舶にも適用される。

c　デンマークが、現在計画しているグレイト・ベルトでの橋の建設は、上記、a、b、の通航権を侵害するものである。

d　上記のaからcの自由通航権が、どのように保証されるかにつき、デンマークとフィンランドは、誠実に交渉を開始せねばならない。[34]

フィンランドがこのような請求を出すにいたった理由は、橋の架設によって生ずることが予想される、経済的損害である。フィンランドによれば、この橋の架設によって、同国のバルト海沿岸で製造されている掘削船や油井掘削装置など、六五メートルを越える船舶が、グレイト・ベルトを通航することが出来なくなり、これによって、造船に関してのフィンランドの経済活動が制限されるという。[35]

(3) 仮保全措置

フィンランドは、本案請求に先立ち、橋の架設工事の停止と裁判に影響を与える行為の回避を求める仮保全措置

請求も出していた。これに対し、裁判所は全員一致で、請求を却下した。[36]

(4) 意　義

本稿との関連でこのケースをあえて引用したのは以下の三つの理由による。まず、第一に、仮保全措置の請求においてはデンマークの計画の進行の停止が請求されているが、本案請求では協議の請求がなされている点で次節で扱う核実験事件と異なる。[37]

第二に、ラヌー湖事件仲裁判決の協議命令の根拠がフランスの違法行為というより主としてスペイン側が被りうる利益の侵害に置かれていたのに対し、本件では、海峡の自由通航権の侵害という、国際法上の違法行為を前提とした上で、両国間の協議義務の発生が主張されている。

第三に、核実験事件やラヌー湖事件の場合、問題の計画が実行されたときに生ずる損害は、周辺地域の環境の破壊や地理的変化であるのに対し、本件は、フィンランドの経済的利益の侵害が問題となった事例である。

第五節　条約規定がない場合の差し止め

a　セルヴァン山山腹のロープウェー敷設に関する事例

一九五〇年末に、イタリア法人トリノ・セルヴィーノ株式会社（S.A.《cervino》de Turin）が、スイスとイタリアとの国境地帯にあるセルヴァン山のイタリア側山腹でのロープウェー敷設計画を発表した。この計画に対し、アルプス山脈の環境保護という立場からスイス国内で強い反対が起こったため、スイスの関係各州が連邦政府に、国際法

上、とりわけ隣接国家間の関係を規律する分野で、イタリア政府に抗議を行うことが可能か否かを問うた事例である。[38]

スイス政府の調査によれば、この計画において、ロープウェーそれ自体の用途は観光目的に限られ、他の既設のロープウェーを補助するものにすぎない。むしろ、イタリアにとって重要なことは、このロープウェーを使って、セルヴァン山山頂に航空標識の基地を建設することであるという。しかも、この基地の用途は民間専用ではなく、軍事目的も含んでいるという。[39]

スイス連邦政府は、この計画への異議申し立ての根拠に、ロープウェーの敷設によって、イタリアとスイスの国境付近の美観が損なわれること、及び計画の軍事的性格のゆえに、スイスの安全保障に危険が及ぶものであることの二点が考えられるとしていた。[40]

この事例に関して出された報告書は以下のような内容である。

国際法上、国家主権は、他国の領域に損害を与えるような行為を許可してはならないという義務の範囲内で、自由に行使されうる。とりわけ、近年では、この分野で相隣関係についての法が実務上、重要になってきている。従って、スイスがこの計画によって何らかの損害を被るのであれば、イタリアに対して計画の差し止めを請求しうる。[41]

しかし、今回の場合、差し止め請求を出すために充分な根拠がない。まず、差し止め請求の根拠の一つとされる、山の美観が損われるという議論については、この計画のロープウェーがイタリア側の山腹においてのみの敷設が計画されており、それによって、スイス側の美観が損われるという主張には充分な根拠がない。また、軍事目的を主としたロープウェーの設置がスイスの安全保障に危険を及ぼすとする議論についても、軍事的な面での危険性を主張する場合、その危険性はさし迫った(immédiate)ものでなければならず、このケースではそのようなさし迫った危険性が

認められない。以上から、このケースではスイスがイタリアに対して、計画の差し止めを請求することはできない。[42]

報告書はさらに、ロープウェーの敷設計画の差し止め以外の請求をすることが可能な二つの措置に言及している。一つは、スイスがこの計画について何らかの利害を有しているということを根拠に事前協議を要請するか、又は何らかの形の国際委員会の設置を提案するというものであった。[43]

報告書が提示した、もう一つの救済方法は、別の形の差し止め請求である。すなわち、この事例で是非が、本来問われた差し止め請求はロープウェーの敷設に関するものであったのに対し、これとは観点を変えて、軍事的な側面に注目し、セルヴァン山山腹の航空標識の基地の建設の差し止め請求を考えてはどうかというものである。セルヴァン山の頂上が非常に狭いことを考慮すれば、スイスの許可なしにこの頂上に基地を建設することはスイスの領域主権の侵害にあたることを理由として、基地の建設計画に対して差し止め請求を行うことが可能であると述べている。[44]

この事例で注目されるのは、差し止め請求の是非の検討にあたって、イタリアの計画の実施によって、どのような権利の侵害がスイス側において生ずるのかを、報告書が詳細に論じている点である。環境保全という立場からの主張に関しては、スイス側の損害の可能性が具体的に認められない、すなわち、損害発生の可能性がないことを理由に、差し止め請求はできないと判断している。また軍事上、安全保障上の観点については、ロープウェーの敷設は、さし迫った危険性を持つものではないから、差し止めの請求ができないとしたのに対し、山頂の標識基地の場合は、山頂の面積に鑑み、スイスの主権の侵害がないことは考えられない、従って差し止め請求は可能であるとしている。[45]

b　核実験事件

(1)　事　実

一九六六年以降、フランスは南太平洋地域において、大気圏内核実験の計画をたて、実施してきた。本件では、フランス領ムルロア環礁における核実験計画の実施の是非をめぐって、オーストラリアとニュージーランドがそれぞれ、フランスを相手として、ＩＣＪに訴えを提起した。[46]

(2) 仮保全措置

オーストラリアとニュージーランドは、ＩＣＪに対し、仮保全措置の申請をおこなった。これに対し、ＩＣＪは、原告の主張を認め、裁判所の判決が出されるまで、原告、被告の双方が紛争を悪化させるような行為をとらないようにすること、とりわけ、フランスは放射性降下物を落下させるような核実験を停止せねばならないことを命令した。[47]

(3) 本案におけるオーストラリア・ニュージーランドの請求の内容

本稿における両国のフランスに対する請求には若干の相異が見られる。

オーストラリアはＩＣＪに対し、以下のような請求をした。

オーストラリア政府は裁判所に以下のことを判断し、宣言するよう請求する。……（中略）……南太平洋地域における今後の大気圏内核兵器実験は、国際法上の関連規則に違反すること、そしてさらに、フランス政府に対し、今後この種の実験をとり止めるよう命令することを請求する。[48]

一方、ニュージーランド政府は以下のような請求を行った。

ニュージーランドは裁判所に以下のような判断と宣言を求める。フランスの南太平洋地域における核実験は、放射性降下物を生ぜしめ、これはニュージーランドの国際法上の権利の侵害にあたること、及び今後のいかなる

実験によってもそのようなニュージーランドの権利が侵害されるであろうこと。[49]

両国の請求の相異は、オーストラリア政府の請求が、フランスの核実験の違法性の有無の判断を問うた上で、さらに、当該行為の将来的な差し止め命令を明確に請求しているのに対し、ニュージーランド政府の請求は、フランスの行為の違法性の判断を、将来的な核実験も含めて、請求している点である。すなわち、オーストラリア政府の請求は単なる宣言判決の請求にとどまらず、核実験停止命令という措置まで含むのに対し、ニュージーランド政府の請求は、宣言判決に関するものに限定されているのである。

確かに、ニュージーランド政府の請求のような形で訴えを提起したとしても、その主張が認められれば、将来的な核実験の実施の違法性が認定される。従って、フランス政府が判決以降、核実験を行うことは、違法行為と認定された行為を行うことになるから、フランス政府としては、核実験を中止せざるをえなくなるのであろう。しかし、そうした最終的な核実験の中止という効果は、判決の直接的効果ではなく、あくまでフランス政府の裁量に基づくものである。これに対し、オーストラリア政府の請求の場合、判決の直接的効果として、核実験を中止する義務がフランス側に生ずることになる。将来的な核実験の停止の確保という観点からは、オーストラリア政府の請求より確実である。そして、それに対応して、フランス側に判決の結果課されるであろう義務も重くなるといえよう。

(4) 請求の理由

上述のように、オーストラリアとニュージーランドの請求は、その内容に関して若干の相異点を含んでいるものの、請求理由は全く同じであると言って良い。[50] 第一に、大気圏内の核実験は国際法に違反する行為であり、この請求は、一国の権利にとどまらず、他の諸国家や人民の権利に基づくものである。第二に、オーストラリア（あるい

はニュージーランド）の合意なしにその領域内に放射性降下物が分散するような実験を行うことは、領域主権や独立の侵害にあたる。第三に、フランス政府の核実験は公海自由の原則に違反するものである。[51]

以上、三つの根拠のうち、第一点は、核実験の違法性が国際慣習法上、論証可能なのか、また、特定の一国の権利侵害でなく、集団の権利侵害を根拠とした訴訟、いわゆる民衆的争訟(actio popularis)が国際法上可能かといった、[52]様々な論点を含むものである。ただし、本稿との関連では、むしろ、原告がどのような根拠に基づいて、被告の行為の違法性を証明しようと試みたかに関する、第二点、第三点の方が重要である。

(5) 裁判所の判決

既に述べたように、原告の主張には、オーストラリアとニュージーランドで若干の相異が見られた。しかし、このことは裁判所の判決に結果的には、全く影響を及ぼさなかったと言える。多数意見は、原告の主張の目的はいずれも、フランスによる核実験の停止を獲得することであると解釈した。そして、訴えが提起されて以来のフランスの行為によって、この目的が既に達せられているか否かを検討した。[53]

多数意見によれば、フランスが大気圏内核実験の中止について出した一連の宣言は原告の訴訟の目的を満たすのに充分である。従って、多数意見は、フランスがこのような立場を表明したことによって、原告の請求はその目的を失ったと判断したのである。[54]

原告の請求の目的を多数意見が解釈したことについて、共同反対意見（オネヤマ、ディラード、デ・アレチャガ、ウォルドックの四人の裁判官）は、原告の目的がフランスの核実験の違法性の有無の認定にあったという点を指摘している。従って、たとえフランスの一連の宣言によって、将来的な核実験が停止されたとしても、そのことだけ

で原告の請求の目的が消滅したとはいえないというのである。[55]

最後に、一点補足して言及しておかねばならないのは、この判決の中に見られる損害についての議論である。共同反対意見の中では原告と被告の間で、実験によって生じた損害について、見解に相異があったことが指摘されている。原告は、核実験による放射正性降下物によってその領域内で損害が生じ、これは原告の主権の侵害に当たると主張した。[57] これに対し、被告は、核実験によって生ずる放射性降下物は無視しうる程度に微量であり、原告領域内での降下物の量は、その国民の健康に危険を与えるほどのものではないとしていた。[58] 多数意見は、この点に関し、フランスが実験の停止を宣言した以上、損害の問題は、生じないとしている。[59] これに対し、共同反対意見は、原告が主張していた、法益の侵害と、それに伴う損害の実体性が本件において重要な意味を持つことを指摘している。[60] この多数意見と共同反対意見の立場の相違はどのような救消措置をもって、適切なものと考えるかに関する判断の相違に影響を与えたと考えても良いであろう。

(6) 評　価

本件が本稿との関係で注目に値するのは、以下の二点についてである。

まず第一に、本件において真に求められていた適切な救済措置とは、いかなるものであったのかについて議論がなされている点である。多数意見では、フランス政府の実験中止の宣言によって、実質的に訴訟の目的は消滅したと判断された。これに対し、共同反体意見は、本件の訴訟の目的は、むしろ、フランスの核実験の違法性の認定にあったとしている。

フランス政府が実験の停止を宣言するまでに判決が出されたのであれば、実験の違法性の認定は実質的に実験の

差し止めにつながったであろう。しかし、フランス政府の宣言の後は、共同反対意見の立場がオーストラリアとニュージーランドの請求が本来求めていた措置を考える上で意味を持つものとなる。ただし、その場合特に注意深く扱われねばならないのが、オーストラリアとニュージーランドが、どのような根拠で違法性の認定を請求するかということである。

第二の注目すべき点は、この請求の根拠と深く関係している。すなわち、両国がいかなる損害を被っているかという点である。損害の程度についても両当事国間で見解の相異があったことは確かである。それに加えて、請求理由の第一点の一国の権利の侵害にとどまらない損害や、第三点にいわれたような公海自由の原則の違反による損害を特定の国家が請求の根拠とできるかという問題を、本件は提起するのである。既に述べたように現時点では国際法上は民衆訴訟は認められていない。それにもかかわらず、原告がこの二点を請求原因としてあげたのは、両国の直接に被る損害（主権や独立の侵害）の程度が実質的にそれほど重大なものではないことによるのではないかと考える。

第六節　事前協議と差し止め

事前協議や差し止めを請求するということは、請求を受ける側の国家にとって、自国の行動の自由が他国によって制限されるということを意味する。従って、それは濫用されてはならないものである。しかし、今日の国際社会では、とりわけ、潜在的な被害国の立場からは、これが一定限度、認められることが必要であろう。条約規定において、この「一定限度」という制限の判断基準の役割を果たしているのは、生じうる可能性のある損害の存在と、事前協議や

差し止めの請求の対象となる行為の限定であったといえる。とりわけ、前者は、潜在的な被害国が請求を行う場合の唯一の根拠として規定されている点が注目される。そして、条約規定の文言に見る限り、事前協議と差し止めの相異を論ずることは困難であるといえる。このことは、事前協議と差し止めという二つの概念が、相当程度の類似点を持っていることを示しているといえよう。

第四節と第五節において検討した先例の中でも両者が全く別個の措置としてではなく、関連性のあるものとして論じられていることも、上述した二つの概念の類似性を裏づけるものといえる。しかし、具体的に問題が生じた個々のケースにおいて、生じうるであろう損害がどのような種類で、また、どの程度のものかに応じて、どちらがより妥当かが決定される際のプロセスから、両者の相異点が明らかになる。

まず第一の相異点は、請求が認められるために必要な、生じうるであろう損害の程度の相異である。ラヌー湖事件で仲裁裁判所が、事前協議の請求と、事前の合意、そしてそれがない場合の計画の実行停止の請求とでは、請求を行う国家の側が有する権利の程度が大きく異なるという点を指摘している点は注目に値する。また、セルヴァン山山頂のロープウェー敷設に関する先例で、報告書が、イタリア側の計画によって、スイスが被りうる損害の性質や程度を具体的に検討し、それに対応した形で、差し止め請求の妥当性と事前協議の請求の妥当性を区別して論じている点も重要であるといえる。ここから、少なくとも、事前協議請求と差し止め請求とでは、その請求の根拠となる、生じうる可能性のある損害の程度、急迫性、重大性において相異点があるといえよう。すなわち、差し止め請求が認められるための要件がより厳しいといえる。

両者の今一つの相異点は、請求の対象となる行為に違法性が要求されるか否かの点に見出される。既に述べたよう

に、条約規定において、事前協議や差し止めの請求の可能性が限定されている場合には、請求の根拠として求められるのは、生じうるであろう損害のみであり、行為をなす側の国家における、当該行為の違法性には何ら言及されていなかった。しかし、ラヌー湖事件の仲裁判断では、この原因行為の違法性という要素が大きな意味を持っていたと言える。ラヌー湖事件の裁判所の立場をとれば、事前協議と事前の合意の獲得（差し止め）では、それによって生ずる領域主権の行使に対する制限の程度が異なる。そして、行為をなす側の国家の行為に違法性がない場合、損害を被りうる可能性があると主張する国家に認められうるのは、事前協議を請求する権利にとどまるのである。事前協議の請求を行った別の例である、グレイト・ベルトの通航に関する事件では、事前協議の請求の根拠として、海峡の自由通航権の侵害という、相手国の行為の違法性が主張されており、また、他に検討すべき先例がないため、事前協議の請求に相手国の行為の違法性が必要か又は自国の法益侵害の可能性のみで足るかの結論は現時点では難しい。しかし、差し止め請求の場合には、いずれの事例においても、明らかに相手国の行為の違法性が主張されており、この点では、事前協議の請求と差し止めの請求で相異があるといえる。

以上のことから、事前協議の請求と差し止めの請求のどちらが認められうるのかは、主として請求の根拠となる、生じうる可能性のある損害の大きさ、性質、急迫性等の程度によって決まり、相手国の行為の違法性の有無もその判断に影響を及ぼしうるといえよう。

第三章　結語にかえて

第一節　損害と救済措置の関係

本稿の第二章、第三章、第四章で試みたのは、二国間国際請求の対象となる様々な措置は、加害国の行為によって生じている、または、生ずる可能性のある損害の性質や程度とどのように関連するかということであった。そこでの検討によって明らかになったのは、各々の事例で認められた救済措置は、被害国（潜在的被害国を含む）の請求を考慮したうえで、生じている、または、生じうる可能性のある損害の性質や程度を具体的に評価し、救済措置として最も妥当なものが選択されるということであった。そして、その限りでは、第四章で扱ったような予防的措置も含めた形で救済措置を考えることも可能であるといえる。本稿で検討した総ての事例に共通して、その選択のプロセスで重要な位置を占めるのは、a損害に対する救済措置の必要性、及び、b損害と救済措置の相当性であるといえる。

a　損害に対する救済措置の必要性

他国の行為によって、ある損害が自国において生じている、または、生じる可能性があると、ある国家が判断する場合、通常、当該国はその行為をなした、または、なそうとしている国家に対して国際請求をなす。その際に、請求の対象となり、また、それに基づいて認定されるべき救済措置は、それが事後救済措置であると事前の措置であるとを問わず、その損害を補塡、または、防止するものとして、必要性の認められるものでなければならない。この点で、

いかなる性質の、また、どの程度の損害が生じているのか、または、生ずる可能性があるのかの評価は重要である。それは、救済措置の必要性の認定に大きく影響するものといえる。

b　損害と措置の相当性

損害と措置の相当性も重要な要素として考慮されねばならない。この点がとりわけ大きな意味を持つのは、事前の措置を請求する場合である。請求を行う国家の権利と請求を受ける国家の権利とが、共に保護されるためには、このような考慮が不可欠である。

第二節　二国間国際請求における損害と救済措置―国家責任論との関係で

本稿で検討してきた損害と救済措置の密接な関連は、救済措置そのものの内容に関する議論に止どまらず、救済措置が認められる際の根拠となる国家責任に関する議論にも影響を持つのではないだろうか。

ある国家が国際法上、他国の国家責任を問うことは、有効な救済を得ることを目的とする行為である。それにもかかわらず、違法行為の国家への帰属と国際義務違反に基づいて国家責任の成立をまず検討し、その後、改めてその責任の解除方法を検討する従来の国家責任論では、そうした最終目的が軽視されているように思われる。

また、国家の国際責任を一般的に論ずる際に予防的な性質の救済措置をその体系の中に含めることは、現代社会の必要とするところであろう。このような立場は、近年の特定の分野において伝統的な国家責任論とは異なった形の新しい国際責任を考える立場と矛盾するものではなく、新しい理論がカヴァーできない分野を補完しうるものとなりえるのではないだろうか。

国家責任を追及しようとする国家の目的を有効に実現するためには、国家責任論の中で最終的に認定される救済措置の検討を責任の所在の検討とより密接に関連させて考えるべきであろう。その場合、国家責任論全体において、国際違法行為とそれを淵源とする国家責任の成立、そしてその結果である救済措置の位置付けを再考することや、違法行為と救済措置の双方に密接かつ、具体的な関係を持つ損害の意義を再認識した上で、理論構成を試みることも必要ではないだろうか。また、その際には、予防的な性質の救済措置をも含む構成を考えることが不可能ではないと考える。本稿における国際判例と国家実行の検討の結果をもとにそのような理論構成を試みることが博士論文の課題であるとすることで結語にかえたい。

注

省略記号一覧

AFDI : *Annuaire française de droit international*

BYIL : *British Yearbook of International Law*

ILC: International Law Commission（国連国際法委員会）

ILM : *International Legal Materials*

ILR : *International Law Reports*

JDI : *Journal du droit international*

RCADI : *Recueil des cours de l'Académie de droit international de La Haye*

RGDIP : *Revue général de droit international public*

RIAA : *United Nations Reports of International Arbitral Awards*

U.N.T.S. : United Nations Treaty Series

YILC : *Yearbook of the International Law Commission*
ZaöRV : *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*

第一章

(1) 二国間国際請求という語を選択した理由は、本稿であつかう国際請求が民衆的争訟（actio popularis）を概念に含まないことを明確にするためである。まだ、学説上、一般的には支持されておらず、実際にこれが認められた事例はないとはいえ、南西アフリカ事件をきっかけとして国際社会の一般利益に対する違法行為に対する訴訟が認められるべきではないかという主張がなされるようになっている。本章第四節で、述べるように、自国における損害の発生を他国の国家責任を問うための要件として重視する説があるのは、一つにはこの民衆的争訟の主張と深く関係しているといってよい。

(2) 国家責任論については、主として、以下の文献を参照した。

I. Brownlie, *Principles of Public International Law,* Fourth Ed. (1991), pp. 432-476,

I. Brownlie, *System of the Law of Nations, State Responsibility,* Part 1 (1983),

N.Q. Dinh et al., *Droit international public,* 3e éd. (1986), pp. 673-712,

D.J. Harris, *Cases and Materials on International Law,* Fourth Ed. (1991), pp. 460-494,

H. Thierry et al., *Droit international public,* 5e éd. (1986), pp. 636-674,

A. Verdross and B. Simma, *Universelles Völkerrecht, Theorie und Praxis,* Zweite Auflage (1981), S. 613-637,

K. Zemanek and J. Salmon, *Responsabilité internationale* (1987).

Draft Articles on State Responsibity, Part1 Prepared by the International Law Commission, Brownlie, *System, op. cit.,* pp. 284.

(3) 本稿では、損害とは国家の国際法上の法益の侵害を意味するものとする。(Dinh et al., *op. cit.,* p. 675.)

損害、そのものに関する議論としては、以下のものがある。

B. Bollecker-Stern, *Le Préjudice dans la théorie de la responsabilité internationale* (1973),

J. Wolf, "Gibt es im Völkerrecht einen einheitlichen Schadensbegriff?," 49 *ZaöRV* 403 (1989).

また、国家責任論における損害の位置付けについては、以下の文献が代表的である。

R. Ago, *Second Report on State Responsibility, YILC* (1970), Vol. II, pp. 194-195,

E.J. de Aréchaga, "International Law in the Past Third Century," 159 *RCADI* 1 (1978), pp. 267-269,

P. Reuter, "Le Dommage comme condition de la responsabilité internationale," in *Estudios de derecho internacional, Homenaje al Profesor Miaja de la Muela* (1979), pp. 837,

O. Schacher, *International Law in Theory and Practice* (1991), pp. 205-213.

(4) 本稿で用いる救済措置という語は、通常、国家責任の結果として生ずる義務とされる事後救済(reparation)に加えて、本稿の第四章で扱うような、事前の措置を含めた二国間国際請求の対象となる措置を意味するものとする。また、第二章と第三章では、事後救済措置という語も用いるが、これは事後救済に関して、二国間国際請求の対象となる措置という側面を強調するために用いる語である。

救済措置その自体の研究の主要なものとしては、以下の文献がある。

M.M. Whiteman, *Damages in International Law,* 2 Volumes (1937),

C. Gray, *Judicial Remedies in International Low* (1987),

(尚、この著者には、本書に先行する論文として、以下のものもある。

C. Gray, "Is There an International Law of Remedies?," 56 *BYLL* 25 (1985).)

L. Reitzer, *La Réparation comme conséquence de l'acte illicite en droit international* (1938),

J. Personnaz, *La Réparation du préjudice en droit international public* (1939).

また、ILCの国家責任条文草案の第二部と第三部は、国家責任の結果を扱うものであり、救済措置の研究には重要

である。現時点では以下のような報告書が提出されている。

Willem Riphagen, Reports on the Content, Forms and Degrees of International Responsibility, Preliminary Report, YILC (1980), Vol. II, Part 1, pp. 107-129, *Second Report, YILC* (1981), Vol. II Part 1, pp. 79-101, *Third Report, YILC* (1982), Vol. II Part 1, pp. 22-50, *Fourth Report, YILC* (1983), Vol. II Part 1, pp. 3-24, *Fifth Report, YILC* (1984), Vol. II Part 1, pp. 1-4.

G. Arangio-Ruiz, *Reports on State Resposibility, Preliminary Report,* A/CN. 4/416, pp. 1-34 and A/CN. 4/416 Add. 1, pp. 1-53, *Second Report,* A/CN. 4/425, pp. 1-125 and A/CN. 4/425/Add. 1, pp. 1-25, and *Third Report,* A/CN. 4/440, pp. 1-46 and A/CN. 4/440/Add. 1, pp. 1-25.

(5) 例えば、ＩＬＣの国家責任に関する条文草案の第二部と第三部の最初の特別報告者のリップハーゲンは、第二部と第三部の内容の検討のための枠組みとして、国家責任の成立の結果生ずる新しい法律関係を論するためのパラメーターとして、加害国の新しい義務の内容、被害国の新しい権利、国際違法行為によって生じた情況についての第三国の地位の三つをあげ、さらに、以下の三つの時間要素を区別している。すなわち、(1)現在に関する側面（*ex nunc*-aspect）、(2)過去に関する側面（*ex tunc*-aspect）、(3)将来に関する側面（*ex ante*-aspect）である。彼は、特に現在や過去に関する側面だけでなく、将来に関する側面が第二部の中で検討されるべきであると述べている。この議論は、第一のパラメーター、すなわち、加害国の側面からの分析枠組みとして示されているが、救済措置の性格付けという意味では、本稿においても参考になる枠組みである。（Riphagen, *Preliminary Report, op. cit.*, pp. 113-114.）

(6) 本章の注(2)にあげた文献による。

第二章

(1) 山本草二『国際法』有斐閣、一九八五年、四四九—五五二ページ。

Thierry et al, *op. cit.*, pp. 671-672 et Dinh et al., *op. cit.*, p. 710.

(2) 山本、前掲書、五五二ページ。

(3) 例えば、グレイは、在テヘラン米国大使館員等人質事件について、これをＩＣＪにおける唯一の原状回復の事例とみなす一方で、この事例が、当事者に対する命令の事例ではなく、宣言的判決の事例ともみなされうるとし、その場合はイランに対し、取るべき措置を明確に宣言したもの（clear guidance）と評価している。また、グレイが宣言的判決に分類するプレア・ビヘア寺院事件をシャクターは、原状回復の古典的な事例と評価している。このように同じ著者が同じ事例を評価する場合でも、その判決のどの部分を重視するかによって、評価が異なること、また、同じ事例について評価が別れる場合とあることから、原状回復と具体的な措置をとることの認定は同じ節で扱うべきと判断する。Gray, *Judicial Remedies op. cit.*, p. 95 and p. 100, and Schacter, *op. cit.*, p. 223.

(4) 例えば、ブラウンリーの著書で、国際裁判所の宣言判決が事後救済としてみとめられた事例として引用されるのは在テヘラン米国大使館員等人質事件とニカラグア事件である。しかし、ここではこれらの事例は検討の対象ではない。(Brownlie, *Principles, op. cit.*, pp. 460-461.)

(5) 事実関係については、以下を参照した。
Harris, *op. cit.*, pp. 470-471.

(6) *Corfu Channel Case, Judgment of April 9th 1949, I.C.J. Reports 1949*, p.4, p.6.

(7) このsatisfactionはreparationを意味するものと解釈する説もある。
Gray, *Judicial Remedies, op. cit.*, pp. 85-88.

(8) *Corfu Channel* case, *op. cit.*, p. 36.

(9) *Ibid.*, p. 96.

(10) *Ibid.*, p. 12.

(11) *Affaire du Carthage* (France *c.* Italie), sentence du 6 mai 1913, 11 *RIAA* 449, pp. 455-457 et *Affaire du Manouba*

(France *c.* Italie), sentence du 6 mars 1912, 11 *RIAA* 463, pp. 467-471.

(12) *Affaire du Cartage, ibid.*, pp. 458-459 et *Affaire du Manouba, ibid.*, pp. 473-477.

(13) *Affaire du Cartage, ibid.*, pp. 460-461 et *Affaire du Manouba, ibid.*, pp. 476-477.

(14) 本件を行為の違法性が認定された事例として引用したものの例として、以下の著書がある。Gray, *Judicial Remedies, op. cit.*, p. 97.

(15) *Legal Status of Eastern Greenland (Denmark v. Norway), Judgment of 5 April (1933), P.C.I.J. Series A./B. No. 53*, p. 22, pp. 23-24.

(16) *Ibid.*, p. 44.

(17) *Ibid.*

(18) *Ibid.*, p. 75.

(19) *Ibid.*, p. 94.

(20) *Ibid.*, p. 95. PCIJの判決がこのような説を支持した場合は、本件は第三節の事例となる。

(21) *Ibid.*, p. 23

(22) 本件は、通常は単にレインボー・ウォーリアー号事件と呼ばれる。(長谷川正国「レインボー・ウォーリアー号事件再論」(一)、(二)、(三)『福岡大学法学論叢』第三六巻一・二・三号(一九九一年)、一九三ページ以下、同第三六巻四号(一九九二年)、四一九ページ以下、同第三七巻一号(一九九二年)、二五一ページ以下。しかし、本稿では、一九八六年の国連の事務総長の裁定の事件と区別するため、本件の仲裁判断を「レインボー・ウォーリアー号爆破の犯人の処遇に関する事件」とし、事務総長の裁定の事例を「レインボー・ウォーリアー号爆破事件」とする。第四節を参照のこと。

(23) *Rainbow Warrior* (New Zealand v. France), 30 April 1990, 82*ILR* 499, pp. 519-542.

なお、本件は以下の文献にも報告されている。注釈付きのものとして、

R. Pinto, L'Affaire du Rainbow Warrior, à propos de la sentence arbitrale du 30 avril 1990 (Nouvelle Zélande *c*/ France), 117 *JDI* 841 (1990),

注釈なしのものとして、

J. Charpentier, L'Affaire du Rainbow Warrior : La Sentence arbitrale du 30 avril 1990 (Nouvelle Zélande *c*/ France), 36 *AFDI* 395 (1990).

(24) *Rainbow Warrior* case, *op. cit.*, pp. 542-547.

(25) *Ibid.*, p. 547.

(26) *Ibid.*, pp. 555-560.

(27) *Ibid.*, pp. 560-566.

(28) *Ibid.*, pp. 570-577.この点について、以下を参照のこと。L. Migliorino, Sur la déclaration d'illicéite comme forme de satisfaction : à propos de la sentence arbitrale du 30 avril 1990 dans l'affaire du Rainbow Warrior, 96 *RGDIP* 61 (1992).

(29) *Rainbow Warrior* case, *op. cit.*, pp. 566-568 and pp. 570-574.

(30) 本稿では、仲裁裁判所の判断として、どのような措置が認められたかを、重視して、この事件をこの節で扱ったが、ニュージーランド政府の請求した措置は二人の犯人のアオ島への送還という具体的な措置の認定を含むものであった。

(31) *Ibid.*, pp. 569-570.

(32) 例えば、条約法に関するウィーン条約第六〇条には、条約違反に関する規定が置かれている。S. Rosenne, *Breach of Treaty* (1985)などの研究もある。また、この仲裁判断を題材として、書かれた次の文献も注目に値する。D. W. Bowett, Treaties and State Responsibility, in *Le Droit international au service de la paix, de la justice et du développement, Mélange Michel Virally* (1991), pp. 137.

(33) 例えば、在テヘラン米国大使館員等人質事件やニカラグア事件では、条約義務の違反の存在が認められた結果としての救済措置は、行為の違法性の認定だけではなかった。本章第三節、及び第六節参照のこと。

(34) 本件は、原状回復の事例として最もしばしば引用される事例である。

(35) *Affaire Martini* (Italie *c.* Venezuela), sentence du 3 mai 1930, 2 *RIAA* 975, pp. 978-981.

(36) *Ibid.*, pp. 981-982.

(37) *Ibid.*, p. 978.

(38) *Ibid.*, pp. 1000-1002.

(39) 既に述べたように本件の判決の性質をどのように評価するについては、議論の別れるところである。第二章注(3)と注(11)を参照のこと。

(40) *Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand)(Merits), Judgment of 15 June 1962, I.C.J. Reports 1962*, p.6, p. 15.

(41) *Ibid.*, pp. 11-12.

(42) *Ibid.*, p. 37.

(43) *Ibid.*, p. 36.

(44) 本件が宣言判決の事例とされるのは、このようにＩＣＪが警備兵の撤退義務と物品の返還義務をカンボジアの主権が認められた結果であるとしたことによる。

(45) 本件に関しては多少の議論はあるものの原状回復の認められた事例として一般的に扱われるといってよい。第二章注(3)を参照のこと。

(46) 事実関係については、以下を参照した。

Summary of the facts, *Case Concerning United States Diplomatic Staff in Tehran (United States of America v.*

Iran), 55 *ILR* 504 (1981), pp. 504-505.

(47) *Request for the Indication of Provisional Measures, Order of 15 December 1979, I.C.J. Reports 1979,* p. 7, pp. 20-21.

(48) *Merits, Judgment of 24 May 1980, I.C.J. Reports* 1980, p. 3, pp. 5-8.

(49) *Ibid.,* pp. 8-9.

(50) *Ibid.,* pp. 44-45.

(51) *Ibid.,* pp. 41-42.

(52) *Ibid.,* pp. 42-43.

(53) Bollecker-Stern, *op. cit.,* pp. 91 et Dinh et al., *op. cit.,* pp. 699-701.

(54) 事実関係については、以下を参照した。
D.J.Harris, *op. cit.,* pp. 412-413.

(55) *Ibid.*

(56) *S.S. "I'm Alone"* (Canada *v.* United States of America), Award of 30 June 1933, and 5 January 1935, 3 *RIAA* 1609, p. 1615.

(57) *Ibid.,*p. 1617.

(58) *Ibid.,* p. 1618.

(59) *Trail Smelter Case* (United States of America *v.* Canada), Award of 16 April 1938 and 11 March 1941, 3 *RIAA* 1905, pp. 1913-1918.

(60) *Ibid.,* p. 1911.

(61) *Ibid.,* p. 1920 and p. 1932.

(62) *Ibid.*, p. 1920.

(63) *Ibid.*, p. 1921.

(64) *Ibid.*, p. 1922.

(65) *Ibid.*, p. 1932.

(66) *Ibid.*, p. 1933.

(67) *Ibid.*

(68) Canada, *Claims against the Union Soviet Socialist Republics for Damage Caused by Soviet COSMOS 954,* 18 *ILM* 899 (1979), pp. 902-905.

(69) *Ibid.*, pp. 905-912.

(70) *Ibid.*, pp. 915-916.

(71) *Ibid.*, p. 923.

(72) *Ibid.*, pp. 927-928.

(73) *Ibid.*, p. 910.

(74) Protocol on Settlement of Canada's Claim for Damages Caused by *"COSMOS 954"*, Moscow, 2 April 1981, Canada-Union Soviet Socialist Republics, 20 *ILM* 689 (1981), p. 689.

(75) Canada, *Claims, op. cit.*, pp. 906-907.

(76) *Ibid.*, pp. 927-928.

(77) United Nations Secretary-General, *Ruling on the Rainbow Warrior Affair between France and New Zealand,* 26 *ILM* 1346 (1987), pp. 1351-1352 and pp. 1358-1360.

(78) 次節を参照のこと。

(79) *Ibid.*, pp. 1356-1357（リュージーランドの主張）, pp. 1364-1366（フランスの主張）, and pp. 1369-1371（事務総長の裁定）。

(80) *Ibid.*, pp. 1355-1356（リュージーランドの主張）pp. 1366-1367（フランスの主張）pp. 1371-1372（事務総長の裁定）。

(81) *Ibid.*, p. 1354.

(82) direct damege の語が用いられている。

(83) *Ibid.*, pp. 1362-1363.

(84) 次節を参照のこと。

(85) *Ibid.*, p. 1368.

(86) *Ibid.*, pp. 1368-1369.

(87) *Borchgrave Case (Belgium v. Spain), Preliminary Objections, Judgment of 6 November 1937, P.C.I.J. Series A./B. No. 72,* p. 157, p. 162 and pp. 164-165.

(88) *Ibid.*, p. 165.

(89) *Ibid.*

(90) *Ibid.*, p. 166.

(91) *S.S."I'm Alone"* case, *op. cit.*, p. 1618.

(92) *Rainbow Warrior Affair, op. cit.*, p. 1368.

(93) *Ibid.*, p. 1535 and p. 1361.

(94) ニカラグア事件の本案判決でICJの多数意見がアメリカの行為の違法性を認定した上でさらに以下のように判断している点は注目される。

「米国は、上記の慣習国際法上の義務違反によってニカラグアが被った全ての損害に対し、ニカラグアに賠償をする(make reparation) 義務を負う。」

「米国は、一九五六年一月二一日・マナグアで締結された両国間の友好通商航海条約上の義務違反によってニカラグアが被った全ての損害に対し、ニカラグアに賠償をする義務を負う。」

(*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America) (Merits), Judgment of 27 June 1986, I.C.J. Reports 1986*, p. 14, 25 ILM 1023 (1986), p. 1091.)

本判決におけるreparationとは、文脈から考えて、金銭賠償を指すものと判断される。その額の決定については、その後ＩＣＪが引き続き、判断を求められていたが、ニカラグアの政権交代により、米国との関係が変化し、訴訟を取り下げる旨が、一九九一年の命令で認められた。最終的な判断が下されなかったため、本文ではニカラグア事件は、敢えて、検討の対象からはずしたが、本件においてニカラグアが具体的な損害を被っていたことは明白であり、そのような場合、行為の違法性の認定にとどまらず、その他の救済措置が認定されうるということを支持する事例として、注目に値する。

(*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Order of September 1991, I.C.J.Reports 1991*, p. 47.)

(95) 本章注(1)を参照のこと。

(96) *Factory at Chorzow (Claim for Indemnity) (Merits), P.C.I.J. Ser. A No. 17*, p. 47.

(97) リビアの国有化に関する紛争は本来は国家と個人の間に結ばれたいわゆる国家契約に関する紛争である。従って、これらの仲裁判断そのものを、一般国際法の議論として引用することは適当ではないといえよう。ただし、ここで引用する原状回復と金銭賠償の関係に関する議論は、国際法の一般原則を論ずる文脈でなされたものであるので、ここで引用することに理論的問題点はないと判断する。とりわけ、テキサコ事件は原状回復と金銭賠償の関係を論ずる際、かなり一般的に引用されているといえる。尚、リビア国有化事件に関する仲裁判断、特にテキサコ事件の一般国際法に関する文脈の立

場は、国際慣習法の成立や、国家の国有化の権利に関する分野の先例として引用する著書が近年多く見られる。

(98) Texaco Overseas Petroleum Company and Caliaornia Asiatic Oil Company *v.* The Government of the Libyan Arab Republic, 53 *ILR* 389 (1979), p. 404.

この条項における国際法への言及のゆえにリビア国有化事件では、一般国際法上の規則に関する議論がなされることとなった。

(99) Libyan American Oil Company (Liamco) *v.* Government of the Libyan Arab Republic, 20 *ILM* 1 (1981), p. 62.

(100) *Texaco* case, *op. cit.*, pp. 497-509.

(101) *Liamco* case, *op. cit.*, p. 63.

(102) もっとも、こうした結論に疑問を提する立場も無い訳ではない。グレイは国際仲裁裁判の判断の事例を検討した結果、必ずしもホルジョウ工場事件の立場を踏襲したものばかりではないとして指摘している。(Gray, *Judicial Remedies*, *op. cit.*, p. 80.)

(103) 例えば、レインボー・ウォーリアー号爆破の犯人の処遇に関する事件では、金銭賠償について、ニュージーランドがこれを請求していなかったことを理由に、仲裁裁判所はこれを検討する必要はないとした。(*Rainbow Warrior* case, *op. cit.*, pp. 574-575.)

(104) この点は、とりわけ、在テヘラン米国大使館員等人質事件の場合に発生している損害において、顕著である。

(105) *Liamco* case, *op. cit.*, p. 63.

第三章

(1) *Factory at Chorzów* case, *op. cit.*, p. 47.

(2) *Trail Smelter* case, *op. cit.*, pp. 1934-1937.

(3) *Ibid.*, pp. 1965-1966.

(4) *Ibid.*, pp. 1966-1980.

(5) *Ibid.*, pp. 1980-1981.

(6) *Ibid.*, p. 1981.

(7) 14 *Annuaire suisse de droit international* 158 (1957), p. 169.

(8) M. Whiteman, *Digest of International Law*, Vol. 7, pp. 387-388.

(9) 26 *Annuaire suisse de droit international* 158 (1969-1970), p. 158.

(10) 例えば、イラン・イラク戦争の際、ペルシャ湾を航行中の米国海軍のフリゲート艦スターク号がイラクの戦闘機に攻撃された事件で、米国政府は当初、金銭賠償の支払いに加えて再発防止措置を取ることをイラク政府に求めたが（U. S. Note to Iraq on Liability and Iraqi Note U. S. on Compensation (May 20-21, 1978), 2. *ILM* 1422 (1987), pp. 1427-1428)、イラク政府の返答には金銭賠償の支払いに応ずる意思が示されたのみで(*ibid.* p. 1428)、最終的な両国間の合意でも金銭賠償の支払いのみで紛争の最終的な解決と見なすとされた(Agreement on Compensation in *U. S. S. Stark* Incident, March 27-28, 1989, Iraq-United States of America, 28 *ILM* 644 (1989), pp. 645-646)。

第四章

(1) ＩＣＪがその本案判決の中で交渉義務命令を出した事例の代表的なものとして『北海大陸棚事件』や、『アイスランド漁業管轄権事件』があげられる。しかし、これらの事例においては、紛争の原因となった行為は既になされてしまっており、計画段階での協議を請求するという意味の事前協議を扱う本章の検討対象とはならない。

(*North Sea Continental Shelf Case (Federal Republic of Germany / Denmark ; Federal Republic of Germany / Netherlands), Judgment of 20 February, 1969, I.C.J. Reports 1969*, p. 3 and *Fishries Jurisdiction Case (United Kingdom v. Iceland) (Merits), Judgment of 25 July 1974, I.C.J.Reports 1974*, p. 3.)

また、ここで扱う救済措置は、仮保全措置は含まない。仮保全措置の場合も相手国の行為の停止が請求されることが

多くなり、その意味では本稿で検討する差し止めの請求と似た側面を持つ。しかし、ICJ規程第四一条に規定されているように、仮保全措置は、あくまで本案判決までの間の暫定的な権利保全を目的とするものであって、原因行為の違法性などが検討されたうえで命令されるものではない。本稿で差し止め請求として検討するのは、相手国の行為の差し止めが請求の最終的な目的とされる場合である。従って、仮保全措置は原則として検討の対象外となる。

(2) Treaty Concerning the Regulation of Water Economy Questions in the Frontier Region, 9 April 1956, Hungary-Austria, 438 U.N.T.S. 123, p. 150.

(3) Treaty Concerning the Regime of the Hungarian Romanian State Frontier and Co-operation in Frontier Matters, 13 June 1963, Hungary-Romania, 576 U.N.T.S., 275, pp. 348-350.

(4) Convention Concerning Water Economy Questions Relating to the Drava, 25 May 1954, Yugoslavia-Austria, 227 U.N.T.S. 111, p. 132.

(5) Agreement Relating the Exchange of Information on Weather Modification Activities, 26 March 1975, Canada-United States of America, 977 U.N.T.S. 385, p. 387.

(6) Convention on the Protection of the Environment, 19 February 1974, Denmark-Finland-Norway-Sweden, 1092 U.N.T.S. 279, p. 298.

(7) International Convention Relating to Intervention on the High Seas in Cases of Oil Pollution Casualties, 29 November 1969, 970 U.N.T.S. 211, p. 213.

(8) Treaty Concerning the Course of the Common Frontier, the Boundary Waters, Real Poroperty Situated near the Frontier, Traffic Crossing the Frontier on Land and Via Inland Waters, and Other Frontier Questions (Frontier Treaty), 8 April 1960, Netherlands-Federal Republic of Germany, 508 U.N.T.S. 149, p. 190.

(9) Memorandum Concerning Transboundary Air Pollution, 5 August 1980, Canada-United States of America, 20

ILM 690 (1981), p. 692.

(10) Agreement of Co-operation Regarding Pollution of the Marine Environment, 24 July 1980, Mexico-United States of America, 20 *ILM* 696 (1981), pp. 697-698.

(11) Agreement Concerning Frontier Watercourses, 24 April 1964, Finland-USSR, 537 U.N.T.S. 231, pp. 256-258.

(12) Agreement Regulating the Exchange of Information on the Construction of Nuclear Installations along the Border, 4 July 1977, Denmark-Federal Republic of Germany, 17 *ILM* 274 (1978), p. 275.

(13) Agreement Concerning Co-operation in the Use of the Waters of Rivers Flowing through the Territory of Both Countries, 23 October 1968, Bulgaria-Turkey, 807 U.N.T.S. 117, p. 124.

(14) Frontier Treaty, 8 April 1960, Netherlands-Federal Republic of Germany, *op. cit.*, pp. 192-194.

(15) Agreement Concerning Frontier Rivers, 116 September 1971, Finland-Sweden, 825 U.N.T.S. 191, pp. 280-282.

(16) *Ibid.*, p. 304.

(17) *Sentence du tribunal arbitral constitué en vertu du compromis d'arbitrage entre les gouvernements francais et espagnol sur l'enterprêtation du Traité de Bayonne en date du 26 mai 1866 et de l'acte additionnel de la même date concernant l'utilisation des eaux du lac Lanoux (Lake Lanoux),* 16 novembre 1957, 12 *RIAA* 281, pp. 288-196.

(18) *Ibid.*, pp. 295-296.

(19) *Ibid.*, p. 295.

(29) *Ibid.*, pp. 296-297.

(21) *Ibid.*, p. 300.

(22) *Lake Lanoux,* 10 *ILR* 101 (1957), p. 119.

(23) *Lac Lanoux* case, *op. cit.*, p. 300.

(24) *Ibid.*, pp. 301-302.
(25) *Ibid.*, pp. 302-305.
(26) *Ibid.*, p. 307.
(27) *Ibid.*, pp.307-309.
(28) *Ibid.*,p. 306.
(29) *Ibid.*, pp. 309-310.
(30) *Ibid.*, p. 310.
(31) *Ibid.*, p. 314-317.
(32) *Passage through the Great Belt (Finland v. Denmark), Order of 10 September 1992, I. C. J. Reports 1992*, p. 348.
(33) *Passage through the Great Belt (Finland v. Denmark), Provisional Measures, Order of 29 July 1991, I.C.J. Reports 1991*, p. 12, p. 13.
(34) *Ibid.*, pp. 13-14.
(35) *Ibid.*, p. 13.
(36) *Ibid.*, pp. 20-21.
(37) 核実験事件においては、仮保全措置の請求の段階で、フランスの核実験の一時的停止が、本案の請求の段階でフランスの核実験の将来にわたる停止(オーストラリア)、フランスの核実験の将来的な続行がニュージーランドの国際法上の権利を侵害することの認定（ニュージーランド）と、原告の請求は一貫して実験の停止を請求するもの、または実質的に停止の請求につながるものであった。この点で本件と核実験事件は区別して扱うべきである。本件では、橋の建設がまだ計画段階だが、核実験事件の場合は既に実際の実験が行われていた点で事情が違うといえる。次節の核実験事件の項を参照のこと。

(38) 14 *Annuaire suisse de droit international* 158 (1957), pp. 158-159.

(39) *Ibid.*

(40) *Ibid.*, p. 159.

(41) *Ibid.*, p. 159-166.

(42) *Ibid.*, pp. 170-171.

(43) *Ibid.*, pp. 171-172.

(44) *Ibid.*, p. 172.

(45) 事実関係については、以下を参照した。牧田幸人「南太平洋における核実験事件」田畑茂二郎　太寿堂鼎編『ケースブック国際法〔新版〕』有信堂、一九八七年、一九二ページ―一九八ページ。

(46) *Nuclear Tests (Australia v. France), Interim Protection, Order of 22 June 1973, I.C.J. Reports 1973*, p. 99, p. 106, 及び、*Nuclear Tests (NewZealand v. France), Interim Protection, Order of 22 June1973, I.C.J. Reports 1973*, p. 135, p. 142.

(47) *Nuclear Tests (Australia v. France), Judgment of 20 December 1974, I.C.J.Reports 1974*, p. 253, p. 256.

(48) *Nuclear Tests (New Zealand v. Fvance), Judgment of 20 December 1974, I.C.J. Reports 1974*, p. 457, p. 460.

(49) 従って、注(49)より後の引用はオーストラリアの請求に対する判決からのみとする。

(50) オーストラリアの請求理由については、以下を参照のこと。

I.C.J. Reports 1973, op. cit., p. 103.

また、ニュージーランドの請求理由については、以下を参照のこと。

I.C.J. Reports 1973, op. cit., pp. 139-140.

(51) 第一章の注(8)を参照のこと。

(52) *I.C.J. Reports 1974, op. cit.,* pp. 260-267.

(53) *Ibid*., pp. 267-272.

(54) *Ibid*., pp. 267-271.

(55) *Ibid.,* pp. 312-319.

(56) *Ibid.,* p. 368.

(57) *I.C.J. Pleadings, Nuclear Tests,* Vol. I, pp. 8-11.

(58) *I.C.J. Reports 1974, op. cit*, p. 258.

(59) *Ibid*., p. 270.

(60) *Ibid*., p. 369.